

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業	【総事業費】 3,748,083 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	府内各病院	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病床等への転換に伴う施設改修への補助 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・病床の機能分化 	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的 病床の機能分化・連携を推進するため、急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病棟等へ転換し、急性期病床や地域の診療所からの患者の受け入れを行うことができるようにするため、病床の転換を行う。</p> <p>○概要 急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病床等への転換。重症度、医療、看護の必要が高い患者を受け入れるための処置に必要な医療器具の整備、在宅復帰へ対応できるリハビリを行う場所の整備を行う。</p> <p>○内容 急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病棟等に転換するための改修等に対する補助 (療養病床棟から地域包括ケア病棟又は緩和ケア病棟に転換する場合は対象外)</p> <p>○補助対象 急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病棟等に転換するため必要な改修工事費、備品購入費及び車両運搬具</p> <p>○執行方法 府内各病院へ補助</p> <p><参考>～関係補助金</p> <p>①医療提供情報推進事業費補助金 (医学的リハビリテーション施設設備整備事業) ※補助対象者：公的団体のみ 基準額：1 か所当たり 10,800 千円 (補助率 1/3) 補助対象：医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の備品購入費</p> <p>②病床転換助成事業</p>	

	※補助対象者：療養病床等を介護保険施設等へ転換させる医療機関 基準額：改修…転換前の病床数に1床当たり500千円を乗じて得た額（補助率10/27） 補助対象：療養病床等を介護保険施設等へ転換する為の改修工事費等						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		3,748,083 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	74,962 _(千円)
		基金	国	832,907 _(千円)		民	757,945 _(千円) うち受託事業等 (再掲)
			都道府県	416,454 _(千円)			
		その他		(千円)			(千円)
備考	1,249,361千円						

病床機能分化・連携を推進するための基盤整備事業

・平成27年度実績



急性期病床から回復期病床への転換 119床
(府域では160床)

・補助内容（対象、経費）を見直し（平成28年度から）

~27年度

28年度~

補助対象（急性期の一般病棟）			
	入院基本料病棟 （看護配置基準）	7対1	▶
	転換先病棟	地域包括ケア病棟 緩和ケア病棟	
			▶
			拡大 7対1 10対1 13対1 15対1
			拡大 回復期リハビリテーション病棟
補助経費（転換1床あたり上限額）			
	備品購入費	50万円	▶
	改修工事費	50万円	
	新築・増改築費	—	
			増額 50万円 333万3千円
			新設 454万円

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業					
事業名	がん診療施設設備整備事業				【総事業費】 1,873,774千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	医療機関					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・府内のがん診療施設が行うがんの医療機器及び臨床検査機器等の整備を実施【事業効果】 ・がん医療体制の充実 ・専門病院と一般病院との分化を進め在宅医療、病診連携を促進 					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	<p>○事業目的 がん患者数が増加する中、多様な患者のニーズや症状に応じ、入院・外来・在宅において切れ目のないがん医療が身近な地域において提供されなければならない。がん診療施設において、手術療法や放射線療法、化学療法等のがんの設備整備を充実させることで、質・量ともに府内のがん医療の水準向上を図り、がん診療施設を中心とした、訪問看護ステーション等在宅医療を支える関係機関を含め、がん患者への切れ目のない地域医療連携体制の強化を行うことができる。このようなことから、がん診療施設の機能を充実するため医療機器等の整備を支援し、在宅を含むがん医療提供体制の強化を図る。</p> <p>○概要 がん診療施設設備整備事業 がん診療施設が行うがんの医療機器及び臨床検査機器等の整備費に対し支援する。</p> <p>○執行方法 がん診療施設へ補助</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	1,873,774 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	106,098 _(千円)
		基金	国	158,830 _(千円)	民	52,732 _(千円) (注3)
			都道府県	79,415 _(千円)		(千円)
		その他		1,635,529 _(千円)		
備考(注4)	238,245千円					

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	在宅歯科医療機器整備事業	【総事業費】 278,350 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府歯科医師会	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅訪問歯科診療用基本器材の整備として、在宅訪問歯科診療専用パッケージを 26 台、訪問歯科診療支援ポータブルシステムを 55 台整備 ・ ポータブルレントゲン機器の整備として、ポータブルレントゲン機器を 55 台整備 <p>【事業効果】 在宅歯科診療体制整備の推進</p>	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>地域の実情に応じて、安心・安全な在宅歯科医療実施のために必要な機器を整備し、地域における在宅歯科医療の充実を図る。</p> <p>○概要</p> <p>安心・安全な在宅歯科医療実施のために必要な機器（在宅歯科医療機器（在宅訪問歯科診療専用パッケージ、訪問歯科診療支援ポータブルシステム、ポータブルレントゲン機器、を各地区の実情に応じて整備する。</p> <p>※地域の実情を踏まえ、地区歯科医師会を A、B、C に分類し、在宅歯科口腔ケアステーションを整備した地区（A 地区）から中心に整備する。</p> <p>A 地区：在宅歯科医療・他職種連携取組先進地区 他職種との連携もとりながら、在宅歯科医療にすでに取組実績がある地区</p> <p>B 地区：在宅歯科医療・他職種連携取組推進地区 他職種連携の取組みに課題はあるが、在宅歯科医療への取組みは一定評価がある地区</p> <p>C 地区：在宅歯科医療・他職種連携取組途上地区 他職種連携の取組み、また、在宅療養者に対する歯科専門的取組みに課題がある地区</p>	

	○執行方法 大阪府歯科医師会へ補助						
事業に要する 費用の額	金額	総事業費		278,350 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別	公	0 _(千円)
		基金	国	92,783 _(千円)		民	92,783 _(千円) うち受託事業等 (再掲)
			都道府県	46,392 _(千円)			
		その他		139,175 _(千円)			(千円)
備考	139,175 千円						

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業					
事業名	一般科処置を行う精神科病院への機器整備事業				【総事業費】 31,500 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	精神科病床を有する医療機関					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 合併症支援病院(新設)が受入れた際に、院内において必要な検査を行うためのハード面の整備に対する補助 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> 夜間休日における身体合併症患者への対応を推進 					
事業の期間	平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>一般救急での一定の処置を終えた患者の受け入れや一旦受け入れた患者の急変時に一定の対応を行うためのハード整備を行うことで、夜間休日における身体合併症患者の支援を推進する。</p> <p>○概要</p> <p>一般救急病院において一定の処置を終えた患者を合併症支援病院(新設)が受入れた際に、院内において必要な検査を行うためのハード面の整備に対する補助を行う。</p> <p>○執行方法 精神科病床を有する医療機関への補助</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	31,500 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	10,500 (千円)	民	10,500 (千円)
			都道府県	5,250 (千円)		うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他		15,750 (千円)		(千円)
備考 (注4)	15,750 千円					

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業					
事業名	地域医療機関 I C T 連携整備事業				【総事業費】 600,000 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	医療機関					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15ヶ所の地域診療情報ネットワークの導入や拡充を支援 【事業効果】 ・ 病診連携の推進により在宅医療への復帰促進 					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的 地域診療情報ネットワークの導入や拡大によって、圏域内に必要な医療機関の機能分化および病診連携の推進を図る。</p> <p>○概要 地域診療情報ネットワークの導入や拡充に必要な機器整備、工事費等の初期経費を支援する。</p> <p>○内容 〔対象〕 医療機関 〔箇所〕 H27：15ヶ所 〔補助上限〕 20,000 千円／箇所 〔経費〕 システム導入費（サーバー導入費、工事費等）、既存システム改修費 ※維持・管理費、端末代は対象としない。</p> <p>○執行方法 医療機関へ補助</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	600,000 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
	基金	国	200,000 (千円)		民	200,000 (千円) うち受託事業等 (再掲) (注3)
		都道府県	100,000 (千円)			
	その他	300,000 (千円)	(千円)			
備考 (注4)	300,000 千円					

地域医療機関 I C T 連携整備事業

現状

○診療所の課題

・退院の際に入院中の詳しい治療経過がわからないなど、診療所の情報不足により患者の引受や在宅での診療に支障

・文書や電話での病院への照会は非効率

○病院の課題

・多くの疾患を抱えるなど患者の事情が多様であり、多職種へ網羅的に情報提供を行う手段がない

・退院可能な患者であっても、地域のかかりつけ医へ在宅復帰が進まない

⇒病院と診療所の情報基盤の整備が進んでいない

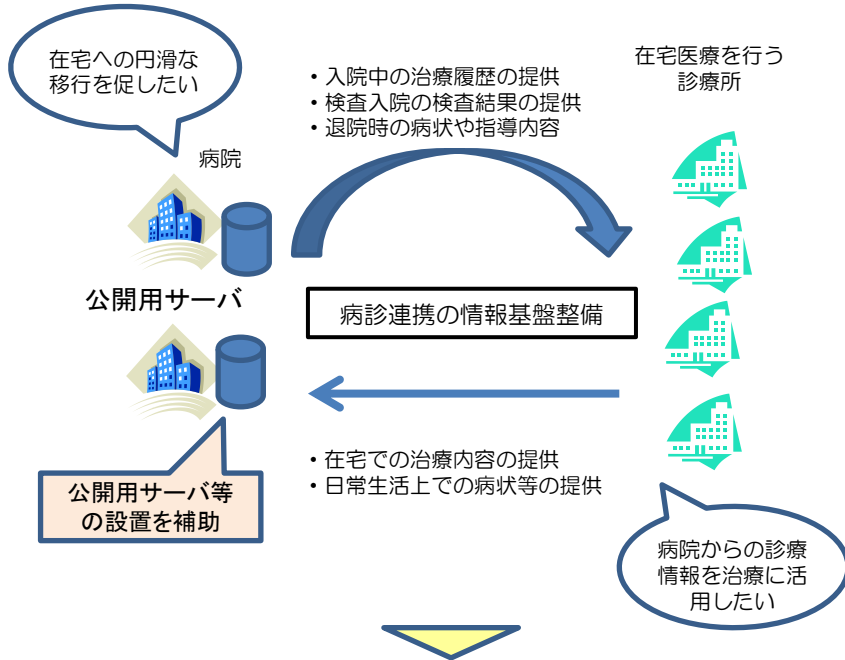
課題

- さらなる在宅医療の推進には、病院と診療所との情報共有を図る必要がある
- 地域医療再生基金を活用し、泉州医療圏にて公立病院の診療情報公開用サーバ設置を行っているが、府内全域の取組みとなっていない
- 病院の診療情報を全面公開は個人情報・セキュリティの問題から困難
- 病院側に公開用サーバの設置が必要であるが、直接病院の収益には繋がらない設備投資であるため、必要な初期投資がなされず情報基盤の整備が進まない

※医療介護総合確保方針抜粋(基金を充てて実施する事業の範囲)

地域における介護との連携を含む医療連携体制の構築、そのための情報基盤の整備等を実施する事業に基金を活用していく必要がある

事業概要



○在宅医療を行う診療所に対して医療情報の提供を行う病院が公開用サーバを設置する際に、その費用の一部を補助する

事業概要	病診連携の推進により在宅医療への復帰促進および地域に必要な医療機関の機能分化を図るため、医療機関間で診療情報を相互に参照できるシステムの導入を進める地域を支援する
事業主体	医療機関
補助率	1/2補助(補助上限20,000千円/個所 × 15か所)
補助対象事業	①情報共有に必要で、利用計画に基づいた適正規模のシステムを導入するために必要な経費 (医療情報システムゲートウェイサーバや地域医療連携基盤データベースサーバ等機器導入費、システム設計・開発費、ネットワーク構築費、取り付け工事費の導入経費を含む) ②連携する各機関の既存システムを、①のサーバへ対応させるための改修経費

(見込まれる事業成果)

- 病診連携の推進により在宅医療への復帰促進
- 質の高い在宅医療の提供

○平成28年度に15か所整備予定

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業						
事業名	救急搬送・受入体制強化システム改修事業				【総事業費】 34,874 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	大阪府 (エヌ・ティ・ティ・データ関西へ委託)						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急搬送が困難となっている患者の受入体制の強化 【事業効果】 ・ 救急車が病院に到着するまでの時間短縮、救急医療体制の充実 						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的 救急隊員の病院選びが困難となっている患者を受入れる病院への支援や救急隊の活動・病院の受入れ状況を分析・検証することで必要な人が速やかに救急医療を受けられる体制の構築を図る。</p> <p>○概要 救急搬送された患者の病院後情報収集や、救急搬送が困難となっている患者の受入れ体制強化に向けて救急・災害医療情報システム及びORION（救急搬送・情報収集・集計分析システム）の改修を行う。</p> <p>○執行方法 エヌ・ティ・ティ・データ関西へ委託</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		34,874 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	23,249 _(千円)		民	23,249 _(千円)
			都道府県	11,625 _(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他		0 _(千円)		23,249 _(千円)	
備考 (注4)	34,874 千円						

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業					
事業名	地域救急医療システム推進事業				【総事業費】 342,817 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	府内の医学部設置大学					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急研修拠点施設を中心とした研修等の運営 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の救急初期診療能力の向上 					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的 府域全体の救急医療提供体制の充実を図るため、高齢化の進展や疾病構造の変化など医療をとりまく環境の変化に対応した、断らない二次救急医療を支える人材を確保する。</p> <p>○概要 救急研修拠点施設（初期以降の幅広い領域にまたがる救急患者を多数受け入れつつ高次救急対応機能を有する病院）を中心に、各診療科医師の救急初期診療能力の資質向上を図る体制を立ち上げる。 〔対象事業者〕 府内の医学部設置大学 〔対象事業〕 ①救急研修拠点施設で次の活動を行うための教員の派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救急研修拠点施設での教育の支援 (研修医への指導・研修拠点の上級医が教育に専念する際の診療の支援) ・ 地域の二次救急病院等へ救急研修拠点施設の上級医が派遣された際の診療の支援 <p>②医師の資質向上を図る体制運営の安定化に向けた事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 即時に専門診療科の助言を受けられるバックアップ体制構築に向けた設備整備 ・ あらゆる診療科の医師に対応できる汎用性のある救急初期診療研修プログラム作成ガイドラインの検討 <p>○執行方法 府内の医学部設置大学へ補助</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	342,817 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	44,486 (千円)
		基金	国	111,215 (千円)	民	66,729 (千円)
			都道府県	55,607 (千円)		うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他		175,995 (千円)		(千円)
備考 (注4)	H27 78,826 千円 H28 87,996 千円					

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業				
事業名	訪問看護ネットワーク事業			【総事業費】 38,523 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域				
事業の実施主体	大阪府訪問看護ステーション協会、 大阪府				
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の小規模な訪問看護ステーション間の連携を強化し、機能強化型訪問看護ステーションへシフトできるよう、その相互連携強化のために必要な経費について 100 か所を支援（ネットワーク事業） ・訪問看護における大阪府固有の課題・特徴を明らかにし、地域に応じた目指す姿を描く（実態調査事業） <p>【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療に不可欠な訪問看護の供給体制の充実（ネットワーク事業） ・訪問看護の安定的な供給と効果的な運営の推進（実態調査事業） 				
事業の期間	平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月 31 日				
事業の内容	<p>■訪問看護ネットワーク事業</p> <p>○事業目的 高齢者の増大に伴い在宅医療の充実が求められる中、必要な訪問看護師の確保とともに、利用者のニーズに応えるための訪問看護ステーションの機能強化、体制整備を行うことにより、在宅医療に不可欠な訪問看護の供給体制の充実を図る。</p> <p>○概要 訪問看護ステーションと他の訪問看護ステーション、介護事業所、医療機関等が相互に連携する事業を支援・強化し、訪問看護の安定的な供給とサービスの向上を図るため、24 時間対応やコールセンター等の設置などの相互連携事業を実施する訪問看護ステーションに対し、必要な備品購入費や施設改修費、人件費等について補助する。</p> <p>○執行方法 大阪府訪問看護ステーション協会へ補助</p> <p>■実態調査事業</p> <p>○事業目的 大阪府に応じた訪問看護を推進する上での課題を地域別に明確にするため、訪問看護ステーションの規模をはじめ、サービスの提供や医療機関との連携、看護職員の採用及び離職状況等の実態を調査し、訪問看護の安定的な供給と効果的な運営を推進する。</p> <p>○概要 訪問看護における大阪府固有の課題・特徴を明らかにし、地域に応じた目指す姿を描くため、大阪府が訪問看護実態調査を実施する。</p> <p>○執行方法 直執行</p>				
事業に要す	金額	総事業費	38,523 _(千円)	基金充当額	公 277 _(千円)

る費用の額		基金	国	25,682 _(千円)	(国費) における 公民の別 (注2)	民	25,405 _(千円) うち受託事業等 (再掲)(注3) 25,405 _(千円)
			都道府県	12,841 _(千円)			
		その他		0 _(千円)			
備考 (注4)	38,523 千円						

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅医療推進事業				【総事業費】 184,525 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	大阪府医師会、地区医師会						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 47 地区医師会にコーディネータを配置し、在宅医療の拡充を図る。 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療提供体制の強化、在宅医療の供給拡充 						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>在宅医療連携において、地域の需要や実態にあった在宅医療の調整役が必要である。これまでの多職種連携体制を活用しながら、質の高い在宅医療の供給を拡充するためのコーディネータを配置し、さらなる在宅医療提供体制の強化を図る。また、研修の実施により、コーディネータの機能向上を図る。</p> <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ①コーディネータの活動支援(地区医師会が雇用する際の活動経費を支援) ②コーディネータの機能向上(コーディネータ同士で取組みを情報交換、好事例を報告) <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①〔対象〕府内 57 地区医師会のうち 47 地区医師会 〔経費〕人件費(報酬・手当・共済費)、活動経費(旅費・需用費・役務費等) ②〔対象〕大阪府医師会 〔経費〕報償費、会場費、教材費、案内送付、連絡調整(賃金・旅費・役務費)、報告書冊子、広告費 <p>○執行方法 大阪府医師会または地区医師会に補助</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		184,525 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	123,017 _(千円)		民	123,017 千円 うち受託事業等 (再掲)(注3)
			都道府県	61,508 _(千円)			
		その他		(千円)			
備考(注4)	184,525 千円						

在宅医療推進事業（在宅医療推進コーディネータ）

これまでの取組み

○人材の育成(平成24年度～)

- ・地域リーダーの育成や多職種による研修の開催などによる「顔の見える関係」を構築

○在宅医療連携拠点の整備(平成25～27年度)

- ・多職種による研修や会議の開催など医療側の拠点として体制構築
- ・在宅医療・介護連携にかかる事業は市町村へ移行

現状と課題

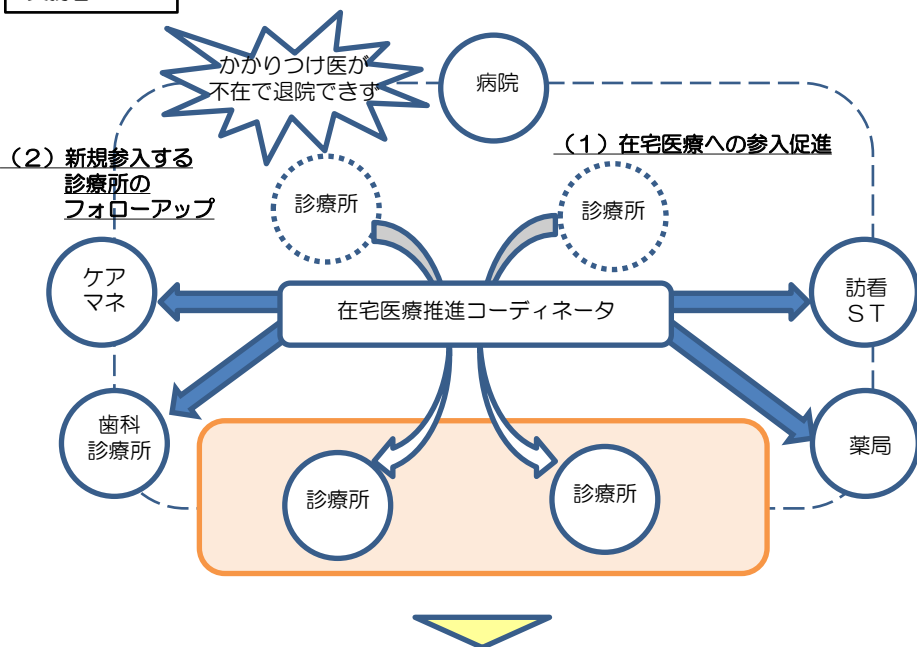
- これまでの取組みに基づき、地域における在宅医療・介護連携の基盤となる体制構築や推進は一定進みつつある
- 一方で体制構築が進んだ地域においても、今後急増する高齢者の需要に対応するための、かかりつけ医等を持たない患者の退院先が不十分
- さらなる在宅医療の推進には、地域の関係機関との関係を活用しながら、訪問診療を行う診療所の増加を行う人材の配置が急務

※医療総合確保方針(都道府県の役割)

『地域包括ケアを支える医療・介護人材の確保のために必要な取組み』の実施

事業概要

実務者レベル



- 地区医師会等に「在宅医療推進コーディネータ」を配置し、これまでの多職種連携の体制を活用しながら、在宅医療の供給量の拡充を行う

《在宅医療推進コーディネータの業務》

訪問診療の拡充

(1) 在宅医療への参入促進

- 外来診療を行う医師に対する在宅医療参入への勧誘
- 在宅医療の地域資源を継続的に把握
- 質の向上を図るための専門機関による研修受講や情報交換会への参加

(2) 新規参入する診療所のフォローアップ

- 新規参入した診療所が在宅チームを構築するための各職能団体の窓口担当者との調整
- 新規参入した診療所に対する歯科診療所や薬局等の情報提供
- 主治医・副主治医の役割の調整
- 在宅医療患者のための緊急搬送先を確保するため、病院と個別交渉（後方支援機能の運用ルールの作成に向けた協議）
- 訪問診療導入研修（同行訪問研修）
- 訪問看護ステーションの活用推進

(見込まれる事業成果)

- 在宅医療を提供する診療所の増加等

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	在宅医療推進協議会運営事業				【総事業費】 245 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療推進協議会の設置・運営 ・ 今年度 2 回開催 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療提供体制の強化・充実 					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的 府内の在宅医療の状況について把握するとともに、地域の実情に応じた在宅医療の推進方針について検討する在宅医療推進協議会を設置・運営する。</p> <p>○概要 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、訪問看護ステーション協会、病院協会等、在宅医療に係る関係者が一堂に会して協議する場である在宅医療推進協議会を設置・運営する。 ※既存の大阪府医療審議会の専門部会として設置 庁内関係各課は、オブザーバーとして参加</p> <p>○内容 〔対象〕在宅医療推進協議会を年 2 回開催 〔人数〕委員 10 名</p> <p>○執行方法 直執行</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	245 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	163 (千円)
		基金	163 (千円)		民	(千円) うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		国	82 (千円)			(千円)
		都道府県	(千円)			
		その他	(千円)			
備考 (注 4)	245 千円					

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	在宅歯科医療連携体制推進事業	【総事業費】 67,625 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（大阪府歯科医師会に委託）	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅歯科医療連携室の設置 ・ 在宅歯科ケアステーションの設置 ・ 歯科との連携に向けた他職種向け研修の実施 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅歯科医療体制の充実 	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 5 日～平成 28 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>大阪府歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置するとともに、府内各郡市区歯科医師会に在宅歯科ケアステーションを設置できるよう、在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制の推進を図る。</p> <p>○概要</p> <p>在宅歯科ケアステーション（在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口）の府内各地域への設置を推進する。</p> <p>なお、現在、在宅歯科ケアステーションの設置に至らない地区については、地域の実情に応じて歯科との連携に関する他職種向けの研修会や地区内での人材育成のための研修会等を実施し、地域における在宅歯科診療連携の底上げを図る。</p> <p>①在宅歯科医療連携室の設置</p> <p>在宅医療に携わる歯科医師のための資質維持・向上の研修会、各地域からの情報管理</p> <p>②地域における在宅歯科医療の推進</p> <p>地域の実情を踏まえ各地区歯科医師会をA、B、Cに分類し、A、B、C地区それぞれに応じて実施する事業に対し補助する。</p> <p>A地区：在宅歯科医療・他職種連携取組先進地区（16地区） 他職種との連携もとりながら、在宅歯科医療にすでに取組実績がある地区 実施事業【在宅歯科ケアステーション設置】：相談窓口の開設</p> <p>B地区：在宅歯科医療・他職種連携取組推進地区（13地区） 他職種連携の取組みに課題はあるが、在宅歯科医療への取組みは一定評価がある地区 実施事業【歯科との連携に向けた他職種向け研修（アドバンスコース）】</p> <p>C地区：在宅歯科医療・他職種連携取組途上地区（27地区） 他職種連携の取組み、また、在宅療養者に対する歯科専門的取組みに課題がある地区 実施事業【歯科との連携に向けた他職種向け研修（ベーシックコース）】</p>	

	○執行方法 大阪府歯科医師会に委託						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		67,625 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	45,083 _(千円)		民	45,083 _(千円)
			都道府県	22,542 _(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他		(千円)			45,083 _(千円)
備考 (注4)	67,625 千円						

在宅歯科医療連携体制推進事業

《事業概要》

【目的】 地域包括ケアシステム構築に向け、在宅歯科ケアステーション設置することで、在宅歯科医療における多職種連携体制の推進を図る。

【事業実施期間】 平成 26 年度～

【実施方法】 一般社団法人大阪府歯科医師会への委託事業として実施

【内容】

1 在宅歯科医療連携室の設置

○在宅医療に携わる歯科医師のための資質向上研修会の実施

平成 27 年度：24 回（3 レベル×1 クール4 回×2 クール）

○地域からの在宅歯科医療に関わる情報の集約・評価

2 地域における在宅歯科医療の推進

地域の実情を踏まえ各地区歯科医師会を A、B、C に分類し、A、B、C 地区それぞれの実情に応じた事業を実施する。

○A 地区：（16 地区）

多職種との連携もとりながら、在宅歯科医療にすでに取り組み実績がある地区

【実施事業】在宅歯科ケアステーション（住民・関係機関に対する相談窓口）設置

○B 地区：（13 地区）

在宅歯科医療への取り組み、多職種連携の取り組みについて一定評価がある地区

【実施事業】歯科との連携に向けた研修会（アドバンストコース）実施

平成 27 年度：6 回（1 クール3 回×2 クール）

○C 地区：（27 地区）

多職種連携の取組み、また、在宅療養者に対する歯科専門的取組みに課題がある地区

【実施事業】歯科との連携に向けた研修会（ベーシックコース）実施

平成 27 年度：4 回（1 クール2 回×2 クール）

【目標(平成 27 年度)】

地域包括ケアシステム構築の礎を構築する。

○A 地区 16 地区（平成 26 年度）⇒29 地区（平成 28 年度）

○B 地区 13 地区（平成 26 年度）⇒27 地区（平成 28 年度）

【平成 26 年度事業実績（平成 27 年 1 月～3 月）】

在宅歯科医療連携室	○在宅医療に携わる歯科医師の資質維持・向上のための研修会 開催回数：3 回×2 クール 受講者：136 名
A 地区 (16 地区)	○在宅歯科ケアステーションの設置 相談件数（合計）：180 紹介件数（合計）：169 紹介率：93.9%
B 地区 (13 地区)	○歯科との連携に向けた研修会（アドバンストコース） 開催回数：1 回×13 地区 受講者：421 名
C 地区 (27 地区)	○歯科との連携に向けた研修会（ベーシックコース） 開催回数：1 回×27 地区 受講者 1,256 名

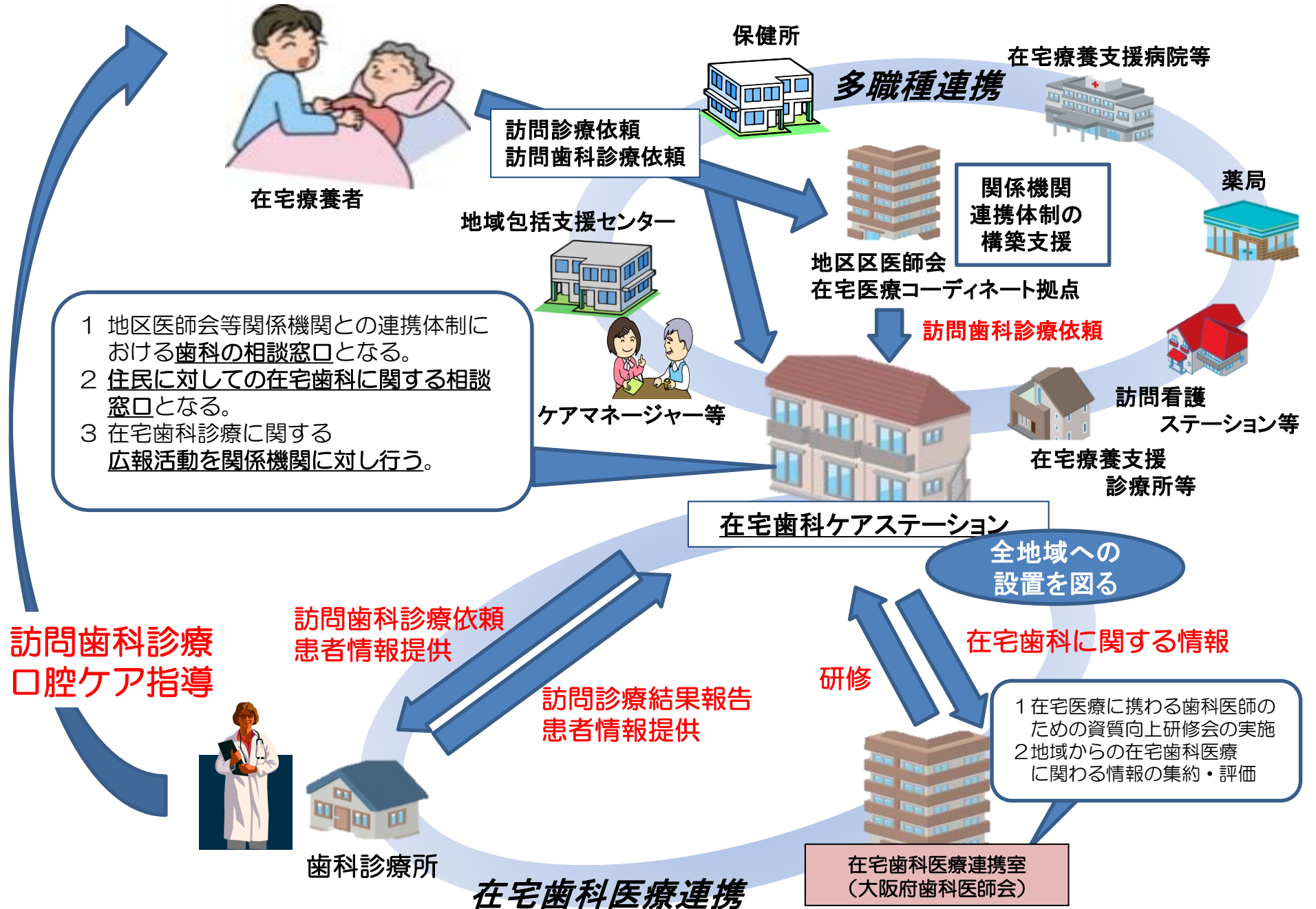
【市町村単位での事業展開（在宅歯科ケアステーション）】

在宅歯科ケアステーション設置は地域包括ケアシステムの構築に資するため、当面の間は都道府県の責務として行う。

地域（市町村）単位での

在宅歯科ケアステーション設置を図るための礎を構築

地域における在宅歯科医療体制の将来像



事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	摂食嚥下障害対応可能な歯科医療従事者育成事業				【総事業費】 4,496 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府歯科医師会					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 摂食嚥下障害についての診断（嚥下内視鏡検査含む）・訓練方法についての実地研修実施 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> 摂食嚥下障害に対応可能な歯科医療従事者の人材育成・確保 					
事業の期間	平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>今後、在宅医療のニーズが増加し、摂食嚥下障害を有する在宅患者が増加すると予想されており、在宅において口腔ケアを実施している歯科専門職種が、摂食嚥下障害についても対応できれば、在宅等療養者の生活の質の向上、誤嚥性肺炎の予防等への貢献が期待できる。</p> <p>しかし、現在、摂食嚥下障害に対応可能な歯科専門職種は、一部の歯科医師等だけであり摂食嚥下障害に対応可能な歯科医療従事者の確保や質の向上をすすめていく必要がある。</p> <p>そこで、摂食嚥下障害の対応について精通した歯科医師が、地域の歯科医師に対し、摂食嚥下障害の診断と訓練方法について、実地研修を行うことにより摂食嚥下障害に対応可能な歯科医師の養成を図る。</p> <p>○概要</p> <p>摂食嚥下障害の対応について精通した歯科医師が、地域における摂食嚥下障害に関する訪問歯科診療での、摂食嚥下障害についての診断（嚥下内視鏡検査含む）・訓練方法について、実地研修を行う。</p> <p>○補助率：10/10 （ただし、VE購入に係る費用については補助率1/2）</p> <p>○執行方法 大阪府歯科医師会へ補助</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	4,496 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公 民	(千円) 2,331 _(千円) うち受託事業等 (再掲)(注3) (千円)
		基金	国	2,331 _(千円)		
			都道府県	1,165 _(千円)		
		その他		1,000 _(千円)		
備考(注4)	3,496 千円					

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	歯科衛生士の人材育成事業（歯科）				【総事業費】 3,505 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府歯科衛生士会					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において在宅歯科医療の中心となる歯科衛生士養成のための研修会実施 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅歯科医療・在宅での口腔ケアに関する知識・技術を有する歯科衛生士の人材育成・確保 					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的 在宅歯科医療に関わる歯科衛生士の人材育成を行い、地域における在宅歯科医療の充実を図る。</p> <p>○概要 在宅歯科医療や在宅での口腔ケアに関する知識・技術の習得レベルに応じて、在宅医療に従事する歯科衛生士の人材育成のための研修会を実施する。 (研修内容)</p> <p>①ベーシック研修会（8回開催） 【対象】 歯科衛生士</p> <p>②アドバンス研修会（2回開催） 【対象】 在宅医療についての基礎知識を有する歯科衛生士</p> <p>○補助率：10/10 (ただし研修使用機器購入に係る費用については補助率1/2)</p> <p>○執行方法 大阪府歯科衛生士会へ補助</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	3,505 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	_(千円)
		基金	国	2,100 _(千円)	民	2,100 _(千円) うち受託事業等 (再掲)(注3)
			都道府県	1,050 _(千円)		
		その他	355 _(千円)			_(千円)
備考 (注4)	3,150 千円					

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	CAD/CAMシステムを用いた歯科技工士の人材育成事業				【総事業費】 3,275 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府歯科技工士会					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ CAD/CAMシステム等最新の歯科技工技術の習得を目的とした研修の実施 【事業効果】 ・ CAD/CAMシステム使用した歯科技工士の知識及び技術を取得した歯科技工士の人材育成・確保 					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>CAD/CAMシステムなどの新たな歯科技工技術の発展に伴い、安全で質の高い歯科補てつ物等を安定して供給していくためには、それら技術に対応することが出来る歯科技工士の育成が求められている。</p> <p>そこで、CAD/CAMシステムなどの最新の歯科技工技術を用いた歯科補てつ物等の作成についての研修会を習得度合に分け実施し、歯科技工士の人材育成を支援する。</p> <p>○概要</p> <p>CAD/CAMを使用した歯科技工士の知識及び技術を習得させるとともに、最近の歯科技工士に対応できる歯科技工士の育成のための研修会を技工技術の習得具合に分け実施する。</p> <p>[習得レベル]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベーシックコース : CAD/CAMシステムによる単冠の作成技術の習得 ・ アドバンストコース : CAD/CAMシステムによる複数冠、ブリッジ等の作成技術の習得 <p>○執行方法 大阪府歯科技工士会へ補助</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	3,275 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	2,183 (千円)		民	2,183 (千円)
		国				うち受託事業等 (再掲) (注3)
		都道府県	1,092 (千円)			(千円)
		その他	(千円)			(千円)
備考 (注4)	3,275 千円					

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	無菌調剤対応薬剤師の育成事業				【総事業費】 9,750 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	大阪府薬剤師会						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・無菌調剤に関する研修を実施 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療（薬剤）受入体制の整備を推進 						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>薬局・薬剤師への無菌調剤に関する研修を実施することにより、無菌調剤薬局の共同利用や地域の基幹薬局での無菌調剤の実施を促し、在宅医療（薬剤）受入体制整備を推進する。</p> <p>○概要</p> <p>薬局薬剤師を対象に以下の研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無菌調剤に関する導入研修 (輸液ポンプの使い方、調整の順番等留意点の研修) ・薬科大学を利用した無菌調剤に関する実務研修 (無菌調剤に必要な基本的な流れを学習) ・共同利用無菌調剤薬局での実務研修 (実務を想定した研修) <p>[対象人数] 平成 27 年度 150 名</p> <p>執行方法 大阪府薬剤師会へ補助</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		9,750 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	5,500 _(千円)		民	5,500 _(千円) うち受託事業等 (再掲)(注3)
			都道府県	2,750 _(千円)			
		その他		1,500 _(千円)			(千円)
備考 (注4)	8,250 千円						

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	精神科病院における入院者退院支援委員会推進事業				【総事業費】 6,000 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	大阪府（大阪精神科病院協会、大阪府立精神医療センターに委託）						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 府内の精神科病院における入院者退院支援委員会への支援を実施 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者の早期退院・地域定着の推進 						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>精神科医療機関が開催する退院支援委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘した場合に一定の支援を行うことで、地域における医療と福祉の連携体制の整備を推進し、退院支援を進める。</p> <p>○概要</p> <p>精神保健福祉法の改正で法的に位置付けられた「退院支援委員会」に、病院側が招聘した関係機関へ支払う旅費や報償費等を補助することで、地域事業者等の参画促進を図り、退院支援を推進する。</p> <p>〔対象等〕 精神科病床を有する医療機関</p> <p>〔人数等〕 250 人</p> <p>〔補助単価〕 患者の支援委員会については一人当たり、24,000 円を上限とする</p> <p>○執行方法 大阪精神科病院協会、大阪府立精神医療センターに委託</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		6,000 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	240 (千円)
		基金	国	4,000 (千円)		民	3,760 (千円)
			都道府県	2,000 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他		(千円)			3,760 (千円)
備考 (注4)	6,000 千円						

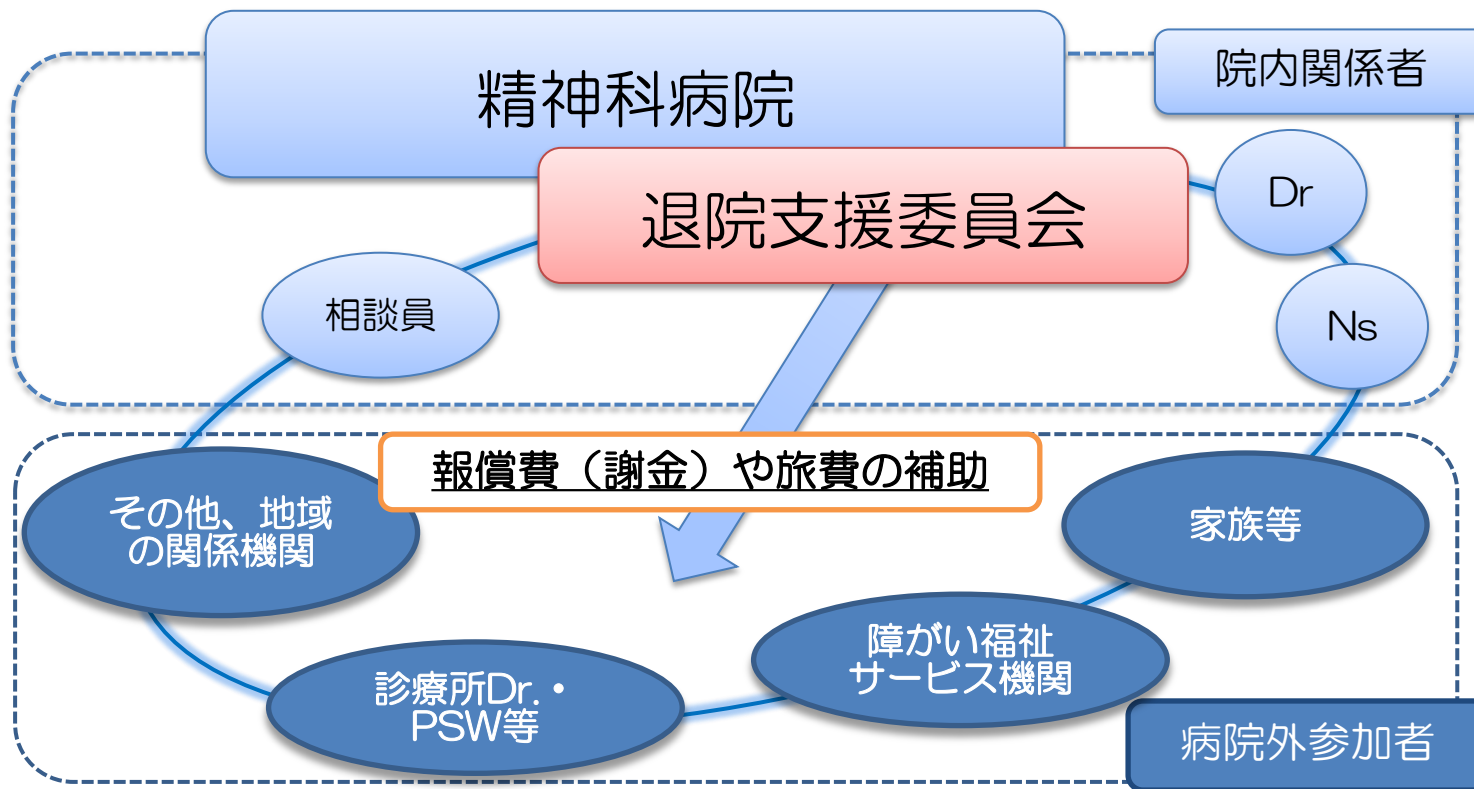
精神科病院における入院者退院支援委員会推進事業について

目的

- 精神保健福祉法改正で、医療保護入院者の退院支援の促進が明記された。
 - 反面、財源的補助はなく、特に「退院支援委員会」については診療報酬等についても加算があるわけではない。
 - 地域の関係機関の参画は任意であることもあり、病院からすると参画要請をしにくい。
- ↓
- 地域関係機関の招聘を促進するために、謝金や旅費を病院側が支払った場合に一定の上限のもと、補助を行う。

事業内容

報償費（謝金）・旅費の補助



患者一人につき、下記の額を上限として実際に支払った額を補助。

謝金	15,000円を上限
医師	8,000円を上限
医師以外	5,000円を上限

旅費	6,000円を上限
一人当たり	2,000円を上限×3人
移動手段に関わらず勤務場所から開催病院までの公共交通機関を使った往復旅費とする	

精神保健福祉法の見直しが行われるH28年度にて事業終了（事業期間：3年間）

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業				
事業名	精神科救急医療における身体合併症対応力向上のための看護職員等研修事業			【総事業費】	4,140 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域				
事業の実施主体	大阪府（大阪精神科病院協会、大阪府医師会に委託）				
事業の目標	<p>・精神科病院の看護師等を対象に身体合併症患者に対応するための研修を実施するとともに、一般救急病院等の看護師等に対して、精神疾患への対応方法についての研修を実施することで、双方の対応力向上を図る</p> <p>【事業効果】</p> <p>・精神科救急医療における看護職員の対応力の向上</p> <p>・在宅の精神障がい者が急性増悪時に適切かつスムーズに精神科医療に繋がる体制を整備することで予後の悪化を抑えて在宅生活の維持を図る</p>				
事業の期間	平成 27 年 9 月 17 日～平成 28 年 3 月 31 日				
事業の内容	<p>○事業目的 精神科救急体制において、夜間休日における合併症患者への対応について、直接患者に対応する看護師等の資質の向上（精神科・一般科への知識・技術面の向上）を目指す。</p> <p>○概要 精神科の資質向上を図るための研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪精神科病院協会 ⇒精神科病院の看護師向け「身体合併症患者について」の研修 ・大阪府医師会 ⇒一般科病院の看護師向け「精神疾患患者について」の研修 <p>なお、研修は講義による研修と実際の病院における実地研修を中心とした内容とする。</p> <p>〔対 象 等〕 一般科、精神科病院の看護師等のコメディカルスタッフ 〔人 数 等〕 府内 10 病院程度で実施 〔補助単価〕 ・一般科病院 1 回当たり 374 千円／5 病院 委託事務費 200 千円 ・精神科病院 一回当たり 374 千円／5 病院 委託事務費 200 千円</p> <p>○執行方法 大阪精神科病院協会、大阪府医師会に委託</p>				
事業に要する費用の額	金額	総事業費	4,140 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公 民 (千円)
		基金	2,760 _(千円)		2,760 _(千円)
		国	1,380 _(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		都道府県			2,760 _(千円)
		その他			
備考 (注 4)	4,140 千円				

精神科救急医療における身体合併症対応力向上のための看護職員等研修事業（H27より拡大）

背景と課題

- 精神科救急医療体制と一般科救急医療体制との連携を進める上では、それぞれの医師の連携とともに、実際に患者の身辺対応を行う看護師等のコメディカルスタッフの対応力の向上を図る必要がある。
- 現状では、精神科病院の看護師については、「知識や技術不足」を要因とした、身体合併症看護への不安が大きい調査結果も見られている。
- しかしながら、現状、精神科の看護師が身体合併症患者の対応のために、一般科での実地で学べるような機会や、一般科救急の看護師が精神疾患の患者への対応を実地で学ぶような場は少ない。
- そのため、今後、夜間・休日における合併症支援病院を含めた合併症患者への支援体制を整備していくためには、合併症支援病院・一般科救急病院で直接患者の看護を行う看護師の知識やスキルの向上を図る必要がある。

事業の概要

- 以下の目的のために、合併症支援病院および一般科救急病院の看護師向けの研修会を実施する。
 - 精神科救急体制の中で、夜間休日における身体合併症患者への対応について、直接患者に対応する精神科の看護師の身体合併症への対応力の向上を目指す。
 - 一般科救急病院に受け入れた精神科合併症患者への看護での対応力を向上させる。
- 研修については一般科救急・精神疾患についての講義の他、実際にそれぞれの病院における実地研修を中心とした内容とし、技術面でのスキルアップを図る。

それぞれの領域で、連携相手の分野の知見・対応力を向上させることで、救急対応というスピーディな対応が求められる現場において、「共通した」視点等を育み、円滑な連携の構築を図る。

事業の計画

精神看護師向け

- 合併症支援病院に参画予定の精神科看護師等のコメディカルスタッフについて、一般科救急病院（H26:5カ所、H27~8:10カ所）における実地研修を中心とした内容の研修を開催し、対応スキルの向上を図る。
- 対象：合併症支援病院に参画予定の精神科の看護師等のコメディカルスタッフ

平成26年度

- 75名程度を対象に研修。

平成27年度・平成28年度

- 10カ所で研修を実施。
- 1カ所あたり、15名程度の受入れ。
- 1カ所あたり、5日程度の研修とする。
- 1年度で150名程度ずつを対象。

H26～H28の3年度で
375名程度の看護師等
に対して、研修を実施する。

【目標値の設定】

現在、「合併症支援病院」として参画予定の病院が11病院。
そのうち、合併症患者を受け入れる救急関連の病床の病床数が約1,660床。
この病床の利用率は90%程度のため、母数は約1,500床となる。
病床に配置すべき看護師の総数は、375名程度（配置基準4:1）。

一般救急看護師向け

- 一般科救急病院の看護師について、精神科の救急に参画する病院（10カ所程度）での実地研修を中心とした内容の研修を開催し、精神疾患患者への対応スキルの向上を図る。
- 対象：一般科救急病院の看護師等

平成27年度・平成28年度

- 精神科救急に参画する拠点病院等の10カ所の病院で研修を実施（実地研修）。
- 1カ所あたり、2.5日程度の研修を、2クール実施。
- 1カ所1クールあたり15名程度×2クールのため、1カ所あたりは30名程度の受入れ。
- 1年度で300名程度ずつを対象。

H27～H28の2年度で
600名程度の看護師等
に対して、研修を実施する。

【目標値の設定】

H24の二次救急告示病院の申請において、公立病院を除く。夜間・休日のいわゆる救急時間帯の従事可能と各病院が回答した看護師数の平均は約3人。
公立病院や精神科病院を除く二次救急医療機関が約200カ所。
200カ所×3人=600人。
※ 公立病院には精神科・心療内科等の外来がある場合があるため除外。

精神科救急医療体制における新たな財政支援制度による事業内容について

目的

現在、見直しを進めている大阪府の精神科救急医療体制について、新たな財政支援制度（新基金）を活用し、救急体制整備事業本体だけでは対応できない課題に対応するべく体制の強化を図る。

根拠

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第19条の1 「都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又はその家族等からの相談に応ずること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。」
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 平成20年5月26日 障発第0526001号「精神科救急医療体制整備事業の実施について」
【目的】 都道府県等は、精神医療相談、精神科救急情報センター、搬送体制、精神科救急医療、身体合併症救急医療等を地域で確保できるように本事業を用いて整備を行うものとする。

【新基金】を活用すべき課題

I. 夜間休日における身体合併症患者への対応について

- 夜間休日に一般科救急での処置と精神科のケア双方が求められる身体合併症患者については、搬送先が見つからないことが、大きな問題となっている。
- 課題の解決のためには、一般科救急と精神科救急との連携が必須であるが、体制の確保などの課題がある。
- また、医師のみならず、実際に患者に中心的に対応する看護師の対応力の向上を図る必要がある。

II. 統合した窓口の整備について

- 「緊急措置」と「救急医療」の二つの窓口を統合した場合、設置する場所を整備していく必要がある。

III. 精神科救急に携わる医師の確保について

- 精神科救急に従事する精神科医の確保が困難な状況にある。この背景には、精神科医が精神保健指定の資格を取得したのちに、診療所を開設し、救急拠点病院にあまり人材が残らないことがある。

【新基金】を活用した事業

I. 精神科救急医療における身体合併症対応力向上のための看護職員等研修事業

- ⇒ 患者に実際に対応する看護師について、一般科救急病院等での実地研修等を行い、対応力の向上を図る。

【H27～】 一般救急病院から身体合併症患者の後方受入を行う精神科病院及び精神科救急の中で一般科処置を行う精神科病院への機器整備事業

- ⇒ 「身体合併症支援病院（新設）」が身体合併症患者を受け入れた際の機器を整備する。

【H27～】 身体合併症患者を受け入れた一般救急病院への精神科コンサル事業、及び精神科救急病院において身体合併症患者受入後の一般科処置を行う医師配置事業

- ⇒ 「身体合併症支援病院（新設）」が一般救急病院に対して精神的なコンサルを行ったり、受け入れた合併症患者の身体的なケアを一定精神科側でも行えるような体制を確保する。

II. 精神科救急医療におけるトリアージ機能整備事業

- ⇒ 緊急措置と救急医療を統合した窓口を設置するために、府のこころの健康総合センターについて必要な改修を行う。

III. 精神科救急医育成事業

- ⇒ 若い医師向けに精神科救急についての研修を行い、精神科救急医の育成と確保を図る。

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業				
事業名	一般救急病院への精神科コンサル事業等			【総事業費】 57,460 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域				
事業の実施主体	大阪府（大阪精神科病院協会に委託）				
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 精神科救急医療体制の中で夜間休日における身体合併症患者への支援を推進するため、合併症支援病院の確保及び体制の充実 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> 夜間休日における身体合併症患者への対応を推進 				
事業の期間	平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日				
事業の内容	<p>○事業目的 精神科救急医療体制の中で夜間休日における身体合併症患者への支援を推進するため、合併症支援病院の確保及び体制の充実を図る。</p> <p>○概要</p> <p>①身体合併症支援病院において、輪番時に受け入れた合併症患者の継続的な処置のコーディネートや急変時の対応を一般科医等が行う体制を整備する。</p> <p>②一般救急病院に対して精神的なコンサルテーションを行う体制を整備する。</p> <p>○執行方法 大阪精神科病院協会に委託</p>				
事業に要する費用の額	金額	総事業費	57,460 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公 民 (千円)
		基金	38,307 _(千円)		38,307 _(千円)
		国	19,153 _(千円)		うち受託事業等 (再掲)(注3)
		都道府県			38,307 _(千円)
		その他			
備考 (注4)	57,460 千円				

精神科コンサル

- 一般救急病院への精神的なコンサルテーションを行う体制を確保するための体制を確保する。

【導入に向けた課題】

- コンサルテーションについては、診療報酬化されていない。
- 国庫補助の「体制確保料」での想定対象ではない。
⇒ 病院に勤務の医師に本来以上の業務を担わせることになる。
⇒ コンサルテーションを行うための体制を確保するための一定の補助が必要。

【課題への対応策】

- コンサルテーションを行うための体制を合併症支援病院に確保する。
- 合併症支援病院は輪番制とするため、輪番該当日に体制確保料を補助する。
- 1体制あたり、30,000円。

※H25賃金構造基本統計調査では、医師の非常勤単価は、10,810円/時

府内の合併症搬送患者数が約23人/日で、2病院で対応するため、1病院あたり11人/日に対応する可能性がある。一人当たりのコンサルテーションに15分～20分が想定される（精神科外来における平均診療時間）ので、概ね3時間程度がコンサルに所要されると想定。

10,810円 × 3時間 = 30,000円

【バックアップ体制】

- コンサル機能については、2病院のみで対応しきれない場合のバックアップとして精神医療センターにおいても、コンサル機能のみ確保する。

一般救急看護師への研修

- H26より合併症支援病院の看護師中心に一般科救急の研修を実施するが、併せて、一般救急病院における精神疾患患者への対応力向上を図るための研修を実施する。

【導入に向けた課題】

- 一般科の看護師への研修のため、看護グループ等との連携が必要。

【課題への対応策】

- 看護グループと連携して事業を実施。
- あくまでも目的は「精神科救急体制における合併症支援」という観点。
- 平成27年度・平成28年度で合計600人程度に対して研修を実施。

※ 二次救急告示機関は、府内に約200か所（公立病院・精神科病院を除く）。

1か所あたりの従事看護師数は3名のため、合計600人に研修を実施するもの。

※ 10か所の精神科病院で実地研修を中心とした内容。

※ 1か所あたり15人程度×2クルの受入れ。

合併症患者受入体制

- 一般救急病院から身体的な処置を終えた患者の精神的な治療のために、精神科の外来治療および入院治療（受入）を行う体制を確保する。

【導入に向けた課題】

- 合併症患者、特に大量服薬患者などは、一定の一般科処置が終わったあと、落ち着いている状況でも、急変する可能性もある。
- 精神科病院における身体疾患に対応する設備は脆弱な場合が多く、特に身体的な状況をモニタリングする血液検査を行う器具を救急時間帯に運用するような体制は整っていない。
⇒ 合併症患者の受入には、受入れた際の一般科治療のモニタリングや急変時の一定の対応などを行うために、人的な体制と設備的な体制の確保が必要である。

【課題への対応策】

- （1）身体合併症患者受入について、輪番時にモニタリングを含めた継続的な一般科処置を行うために内科医等、およびそれを補助する看護師・検査技師等を配置する。

- 輪番日における配置費用を補助する。

- 1体制・1病院あたり、135千円を上限。

※ H25賃金構造基本統計調査では、医師の非常勤単価は、10,810円/時

勤務想定が、PM5:00～翌朝AM9:00の16時間の当直体制であり、医療法上、当直は1/2の積算となるため、8時間でカウント。10,810円 × 8時間 = 80,000円（救命医）

※ 「救命医」の定義としては、「救急科専門医」の認定を受けている医師もしくは、本業務に携わる以前の5年以内に、救命救急センターや二次救急告示病院で救急医療に携わっていた経験のある者を想定。

※ 内科医等については、救命医に比べて救急対応については専門的ではないため、約2割減とし65,000円とする。

※ 看護師・検査技師等については、2名配置。

H25賃金構造基本統計調査では、看護師の単価は、1,565円/時（看護師1,699円と准看護師1,431円の平均）。勤務想定が、PM5:00～翌朝AM9:00の16時間の当直体制であり、医療法上、当直は1/2の積算となるため、8時間でカウント。1,565円 × 8時間 = 12,500円 × 2名 = 25,000円

- （2）一般救急病院での一定の処置を終えた患者を受け入れた際に、必要な検査を行うための精神科病院内のハード面の整備を行う。

- 精神科病院において夜間休日でも簡易に検査が可能な血液検査機器を導入するための経費を補助（モニタリングのためには検査機器が必要）。

① 導入にあたっての施設改修については、1か所あたり、5,000千円を上限に、補助率は1/2とする（H27は3か所補助し、3か年で11か所に設置）。 ※ 臨床検査技師法の算定基準より積算。

② 導入においてはリースによるものが殆どのため、リース代について上限を2,400千円（200千円/月）とし、うち補助率を1/2として1,200千円（100千円/月）を上限に補助（6か所）し、とりまとめは委託事業とする。

※ 既に導入済みの医療機関のリース料が約200千円

精神科救急医療体制における新しい合併症支援システム

背景と課題

合併症患者への迅速な一般救急処置の確保が進まない

- 二次・三次救急医療機関で受け入れた後、精神科との連携が希薄なため、精神的なアフターフォローが進まず、総合的な治療が提供できない。
 - また、いわゆる総合病院については、概して精神科病床が少なく（20～30床程度）、救急医療において、精神科のアフターフォローをしっかりと享受できる体制が少ない。
- ⇒ **合併症患者について身体科・精神科の総合的な医療が提供できない**

- 本来、受傷度が軽度～中等度な患者を受け入れるべき二次救急医療機関が受けられない場合、結局三次医療機関が対応し、本来担うべき救命業務等を圧迫している。その件数は、増加傾向にあり、早急に対策を講じる必要がある。

参考 合併症患者の救急搬送（医療対策課補助対象）は8,448件。

軽症・中等症の自傷患者の3次救急搬送率は、H24:18%⇒H25:21%

- ⇒ **救急医療における機能の分化が合併症患者について進まない**

- 夜間・休日に発生した合併症患者については、精神的な対応が困難であることを理由に、救急医療機関等への搬送先確保に時間がかかることが課題である。

- 急性アルコール中毒に次いで2番目に断られる理由として多い。
- 精神疾患がある場合、約半数が受入先確定に30分以上かかる（精神疾患が無い場合も含めた全体で30分以上かかるのは約1割程度）。このため、消防隊が拘束される時間も長くなり、救急隊の負担も増加している。

- ⇒ **救急対応が必要な合併症患者が早急に医療を受けられない**

課題解決に向けて

精神科側で一般救急を支えるための方策は？

- 一般救急医療機関（特に二次救急病院）が合併症患者（軽度～中等度の自傷を想定）を受け入れるためには、一般医療機関での受入れに対するインセンティブ（医療対策課事業）とともに、アフターフォローを精神科で行う体制が必要。
- 平日日中は地域ごとの病病連携を進めることが特に必要だが、救急時間帯については、全府的な体制の確保により救急対応を行うことが必要。
- この体制整備のためには、一般救急側からは、

◆「精神科によるコンサル機能や転院先の確保が必要」

精神科救急側からは、

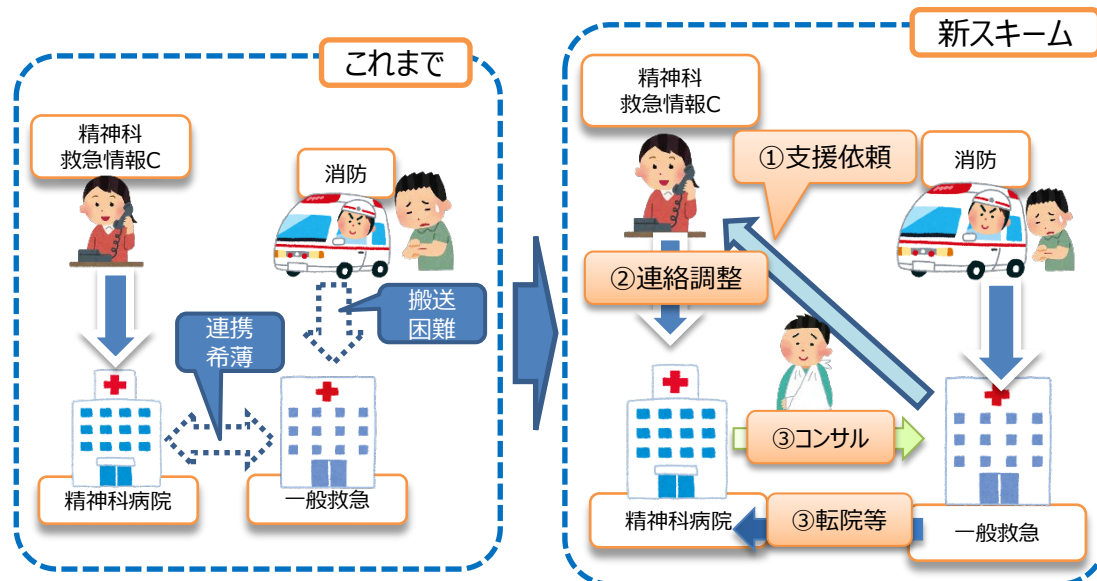
- ◆「**コンサルや受入については、精神科救急体制の中で位置づけた上での補助が必要**」「**一定の処置が終わった後の患者を受け入れた際でも急変することがあり、一定の対応を精神科でもとれる体制が必要**」という声が上がっている。

精神科側でこの課題の解決のための体制を確保するもの

システムの概要

精神科側でのコンサル・受入体制の確保

- 夜間・休日の時間帯に、一般科救急機関で身体科の処置を終えた合併症患者について、一般科救急機関の依頼に基づき、
 - ・ 精神的なコンサルテーションを一般科救急医療機関に実施する。
 - ・ 必要な場合は、合併症患者の転院受入・外来対応を行う。
 ための体制として「合併症支援病院」を新設する。



- 合併症支援病院の確保体制は、**平日・休日夜間・休日昼間：2床ずつとする。**

※2床確保の理由：府内の合併症搬送患者数：約23人/日（8,448件/365日）
搬送された患者のうち、精神科に転院した患者の割合は1/10（千里救命C実績）。
そのため、最低でも2床は必要。コンサルテーションは、更に件数が伸びるものと想定される。

- 合併症支援病院における確保内容は、従来の空床・体制確保の他に

「内科医等の体制確保」

⇒ 受入後の一般科継続処置

「精神科コンサル体制」

⇒ 一般救急にコンサルを行うための精神科医の体制確保

「検査機器」

⇒ 血液検査を簡易に可能な機器の整備

「看護師の対応技術強化」

⇒ 一般科・精神科双方の看護師への実地研修

※いずれも新基金で要求。

- 実績に応じて、確保体制・病床数の見直しをはかり、必要に応じて確保体制の上乗もしくは削減を検討する。

・内科医等の体制確保
・精神科コンサル体制確保
・検査機器の整備
・看護師の対応技術強化

…新基金で対応

・受入病床の確保
・受入体制の確保

…従来の国庫補助メニューで対応

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	一般科・精神科等地域医療機関連携モデル事業				【総事業費】 4,893千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（地区医師会に委託）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 一般科病院への精神科診療所等によるコンサルテーション体制の構築（モデル想定：松原市） 認知症医療における医療連携パス等の作成（モデル想定：大阪狭山市・吹田市） 					
事業の期間	平成27年5月25日～平成28年3月31日					
事業の内容	<p>○事業目的 精神科領域に係る在宅医療の推進については、地域において精神科・一般科の医療機関等（病院・診療所）がネットワークを構築し、それぞれの強みに応じた医療を重層的に提供する必要があるため、各医療機関のネットワークの構築を推進することで地域医療サービス水準の底上げを図りつつ、医療における機能分化と連携を進める。</p> <p>○概要 既に精神疾患（認知症等を含む）の医療について個々の医療機関（病院・診療所）での連携を進めている地域をモデル地域とし、それぞれの地域特性に応じた形で、個々の医療機関同士のつながりから、ネットワークへと広げ、地域での認知症医療連携体制の整備を進める。 〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般科病院に入院している患者が精神疾患（認知症等を含む）の症状を発症して対応で困るような事例について、各病院を訪問しつつインタークを行い、精神科医のコンサルテーションへとつなぐコーディネーターを配置し、医療の機能分化と連携を担う。また実際の症例については、精神科医がコンサルテーションを行う。（松原モデル） 認知症の医療の基幹的役割を果たす認知症疾患医療センターや診療を行う地域の病院や診療所等における患者情報（認知症の病態や対応方法）に係る情報の受け渡しを行うツールの作成を目標に <ul style="list-style-type: none"> ①共通のツール作成を行うための連携会議・事例検討会の開催 ②パスを作成し普及を図るための取り組みを行う。 （大阪狭山市・吹田市モデル） <p>○執行方法 地区医師会に委託</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	4,893 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	_(千円)
		基金			民	
		国	3,262 _(千円)			3,262 _(千円)
		都道府県	1,631 _(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他	_(千円)			3,262 _(千円)
備考 (注4)	4,893千円					

一般科・精神科等地域医療機関連携モデル事業について

背景と課題

- 地域において、精神科領域(認知症等を含む)における在宅医療供給体制の充実を図るためには、精神科・一般科のネットワーク構築が、強く求められる。
- 特に、精神障がい者の高齢化は合併症医療の重要性をさらに高めている。

精神保健医療福祉の更なる改革に向けて

今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会

ウ 身体合併症

- 一般病床における身体合併症患者の診療体制を確保する観点から、精神疾患と急性期の身体疾患を併せ持つ患者に対する精神科リエゾン診療（身体疾患への治療と並行して、精神科医が精神病床以外に入院する患者の精神疾患の治療を行うもの）の充実について検討すべきである。また、あわせて、医療法施行規則第10条第3号の規定（精神疾患患者を精神病床以外に入院させないとする規定）について、身体合併症への対応を円滑化する観点から、その見直しを検討すべきである。

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針

- 七 身体疾患を合併する精神障害者に対する医療を提供するための体制の確保
 - 1 身体疾患を合併する精神障害者については、身体疾患を優先して治療すべき場合や一般病床に入院しているときに精神症状を呈した場合等において、精神科以外の診療科と精神科リエゾンチーム（精神科医、専門性の高い看護師、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種からなるチームをいう。）等との連携を図りつつ、身体疾患を一般病床で治療することのできる体制を確保する。
 - 2 総合病院における精神科の機能の確保及び充実を図りつつ、精神病床においても身体合併症に適切に対応できる体制を確保する。

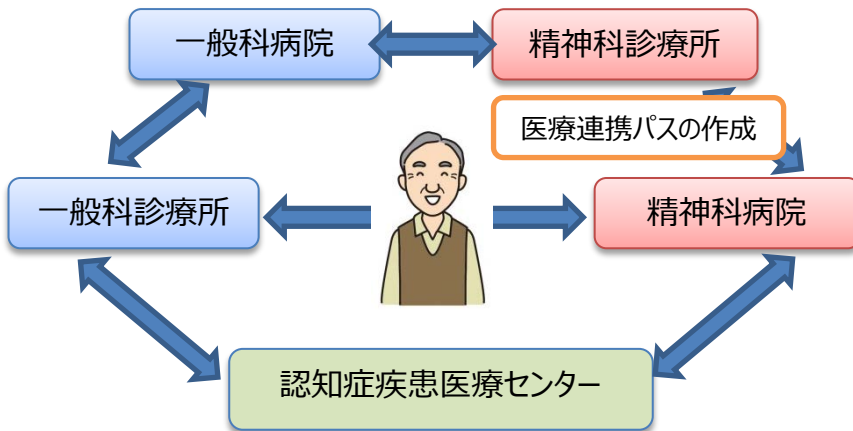
- しかしながらこのような体制については、地域ごとの実情に応じて提供する体制の整備が図られることが望ましい反面、格差が生じ得る。
- そのため、広域行政体である大阪府として、地域の取組をモデル的に実施し、府内全域に広めることで、類似する地域でのモデルの取り込みを進め、各地域における在宅医療の提供体制の向上の推進を目指す必要がある。

- H28年度まで市域にてモデル的に実施し、実績を精査の上で、H29以降は二次医療圏単位での連携体制に構築を向けて、事業を実施する。

一般科・精神科等地域医療機関連携事業（認知症医療連携）

認知症医療における医療連携パス等の作成モデル

○ 認知症疾患医療センターおよび地域の精神科診療所や一般医療機関等との連携会議を開催し、センターの鑑別診断機能の補完および退院時の医療連携支援のパス等の作成や普及を行う。



H28までに連携の在り方について課題の抽出や検証をし、
H29以降に成果物を府域全体に広げていく。

モデル実施想定市（大阪狭山）の状況

総人口…57,816人（H23.9月末）
うち、高齢者人口…12,575人（同月末）
高齢化率：21.8%
うち、認知症高齢者（推計）…約1,194人
（全国：9.5%から算出）
※ 市内に認知症疾患医療センター1カ所

認知症医療における医療連携パス等の作成（モデル想定市＝大阪狭山・吹田）

○ 事業実施の背景

- ◆ 認知症の医療の基幹的役割を果たすのは、二次医療圏ごとに設置されている認知症疾患医療センターであるが、実際に患者に対して平常時から診療を行うのは、地域の病院や診療所等である。またそれぞれの医療機関で診る科目も異なるため、患者情報の受け渡しについては、認知症の病態や対応方法について共通して情報を受け渡しを行うツールが必要である。
- ◆ また、認知症疾患医療センターについては主に鑑別診断が役割の一つであるが、この機能についても、地域の医療機関が連携することで、強化することが可能である。

○ 今後の事業の展開

- ◆ H26に連携パスおよび普及ツールの作成を行い、H27を中心に市内で活用開始。
- ◆ 利用による効果については、随時認知症疾患医療センターにかかる会議等を通じて、全府域に有用性を含めて広報していくもの。

○ 現状と目標

- ◆ モデル市域で作成後、H27に大阪狭山市内で活用、H28にはその実績を踏まえてモデル市域を含む二次医療圏で、H29には各認知症疾患医療センター（二次医療圏）ごとでの実施を目指していく。

モデル実施想定市（吹田）の状況

総人口…355,798人（H22.10月1日）
うち、高齢者人口…69,823人（同月末）
高齢化率：19.6%
うち、認知症高齢者（推計）…約6,633人
（全国：9.5%から算出）
※ 市内に認知症疾患医療C1カ所と拠点病院が2カ所

地域において医療の連携体制を構築することで、精神疾患患者等の一般科受入や入院中の質の高い医療の提供体制の整備を進める

一般科・精神科等地域医療機関連携事業（診療所コンサル事業）

事業実施の背景

- ◆ 認知症等の精神疾患患者が、骨折等により一般科病院に入院した際に、精神症状が出現した場合の対応については、その症状により粗暴行為や迷惑行為に至ることもあり、一般科医のみで精神症状に対応することは非常に困難である。
- ◆ さらにこの対応の困難さが、精神疾患患者の一般病院への受入れが進まない背景ともなっている。
- ◆ これらの課題の解決のためには、一般科病院でも精神症状に一定対応できるように、精神科のコンサルテーションなどを受けることのできる体制づくりが、日中・夜間休日の救急時間帯含めて求められる。
- ◆ この様な中で、増加している精神科の診療所を、日中の時間帯について、一般科医療機関へのコンサルテーション等を行う地域の精神科資源として位置付けることは、非常に重要である（救急時間帯は精神科救急体制で対応）。

現状と課題

- ◆ 対診（精神科の医師が一般科病院に赴き一緒に診察する行為）については、診療報酬算定可能な場合があるが、非常に少額のため、なかなか進まない。
- ◆ コンサルテーションも制度化されておらず、ほとんど行われていない。
- ◆ 一般科と精神科の病病連携については、各圏域で取り組まれ始めてはいるものの、一般科病院と精神科診療所との連携については、進んでいない。

事業計画

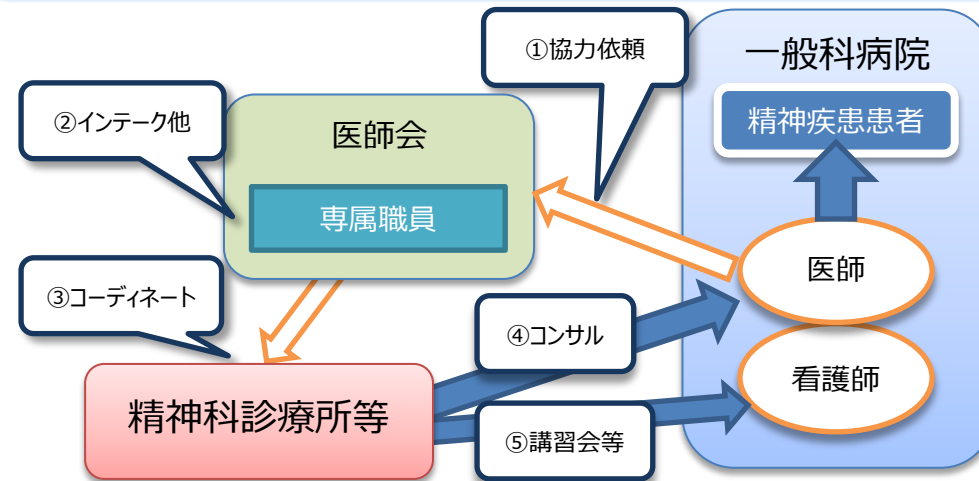
- ◆ 連携体制構築の嚆矢となるべき地域をモデル地域として定めて事業をH27～H28の2か年で実施し、連携方法等について、府域に還元していくもの。
- ◆ **H27は、市域でモデル的に実施（体制の構築に重点を置く）。**
- ◆ **H28は、H27からの事業実施により得た成果やノウハウをもとに、ガイドラインやQA集等を作成（H28にツール作成費を要求予定）。**
- ◆ 作成したガイドラインやQA集等については府医師会や**大阪精神科診療所協会**などを通じて、府内の病院・精神科診療所などに配布することで還元し、H29以降は地域ごとの特徴に応じた形での連携体制づくりに活かす。

将来ビジョン

- ◆ 本事業にて、精神科診療所がコンサルテーションを行うこと、および講習会等を行うことで、一般科病院における精神疾患患者への対応力の向上を図るとともに、地域の一般科病院と精神科診療所の連携＝ネットワークの構築を目的としており、本事業の成果を府内に還元することで、精神疾患患者が一般科病院にスムーズに受け入れられる体制を地域ごとに整備していく。

一般科病院への精神科診療所等によるコンサルテーション体制構築モデル

- 精神科診療所等の精神科医が、認知症等の精神疾患医療について、一般科医師にケースコンサルテーションを行う体制を整備するとともに、他スタッフに対して講習会を開催する。
- 実際のケースコンサルテーションにおいては、医師会の専属職員がインテーク等を行う。



【コーディネーター配置の必要性】

- 連携体制が整っていない中では、「精神的」にどのような部分でコンサルを受けるべきかなどが不明瞭なこともあり、一般科病院側からも相談しづらい状況がある。
- このため、コーディネーターが一般科医療機関からのニーズの吸い上げを行うことで、どのような形でコンサルテーション体制を構築していくべきかを整理・検証していく役割を担う。

モデル実施想定市（松原）の状況

総人口・・・125,327人（H23.10月末）

うち、精神患者数（自立支援医療利用者数）・・・2,077人（H26.3末）

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業				
事業名	認知症早期医療支援モデル事業			【総事業費】 2,518 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	泉州圏域・三島圏域				
事業の実施主体	大阪府（泉大津市医師会、茨木市医師会に委託）				
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・サポート医による訪問支援を3回実施 ・認知症掘り起こし時に、認知症鑑別簡易版チェックシートを使用することにより、かかりつけ医への受診を促す ・認知症患者に対する認知症専門医のいる病院等の紹介 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症医療におけるネットワーク構築 ・在宅医療における認知症患者の支援体制構築 ・認知症鑑別簡易版チェックシートの作成 				
事業の期間	平成 27 年 6 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日				
事業の内容	<p>○事業目的 認知症患者の支援体制構築を促進し、地域包括支援センター及び認知症疾患医療センター事業等との連携を進める。</p> <p>○概要 泉大津市並びに忠岡町地域包括支援センターの保健師・社会福祉士等で構成された訪問支援チームの支援対象者のうち、特に医療的に手厚い支援が必要な対象者に対して、同医師会の認知症サポート医等が、チームのバックアップだけでなく、初期段階からチームに同行し、適切な支援を提供することで、より有効な初期集中支援を行う。手厚い支援が必要な事例を集約し、地域の関係機関でその対応方策等を検討し共有することで、地域の認知症患者の支援力向上につなげる。 また、茨木市医師会においては、認知症疾患の早期発見ネットワークの構築や、認知症患者の早期掘り起こしを実施するため、認知症の掘り起こし時に、認知症であるかどうかの鑑別ができる簡易版のチェックシートを使用することで、かかりつけ医への受診を促し、かかりつけ医が認知症診断を行い、認知症と診断された者については認知症疾患医療センター等の専門医のいる病院等を紹介するという取り組みを実施する。</p> <p>○執行方法 泉大津市医師会、茨木市医師会へ委託</p>				
事業に要する費用の額	金額	総事業費	2,518 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公 民 (千円)
		基金	1,679 (千円)		1,679 (千円)
		国			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		都道府県	839 (千円)		1,679 (千円)
		その他	(千円)		
備考 (注4)	2,518 千円				

認知症早期医療支援モデル事業について

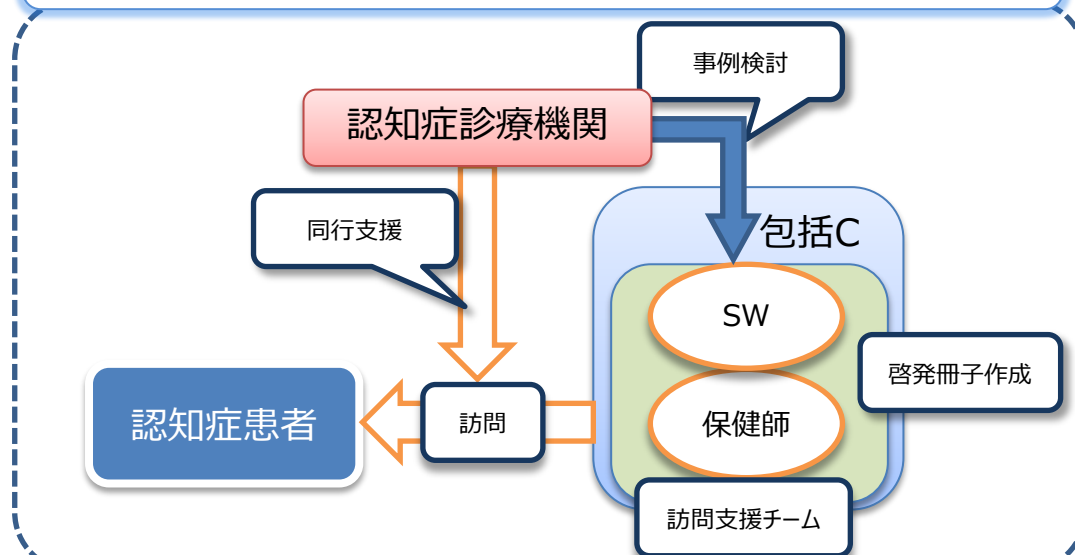
背景・方策

- 認知症は、早期発見・早期診断による早期の治療開始により、その進行を遅らせたり、問題行動の発現を抑えることができる。
- 早期発見・早期診断には、認知症の患者が平常時から受診している、地域のかかりつけ医の対応が重要である。
- その一方で、早期に医療的介入を行っていくためには、認知症の診療を行っている機関等の支援が求められる。
- そのため、医療的に早期に介入するための方策を、各地域の実情に応じてモデル的に実施することで、実績に応じて府内に広げていく。

早期支援体制の構築

これまでの介護的なアプローチでは難しいケースに対して、医療的なアプローチを付加するものであり、充当する部分は医療的な部分であるため、府が実施するもの。

- コメディカルスタッフから構成される訪問支援チームに、認知症の専門医が初期から同行し、医療的な介入も含めた、適切な支援を早期から提供する。



- 平成30年度には、全市町村に「認知症初期集中支援チーム」が整備される予定。
- しかしながら現行、国要綱の要件の厳格さなどによりなかなか整備が進んでいない。
- そのため、モデル実施した取組を府内に広げていく。
- H26～H28モデル実施⇒H29～要綱によらないチームを各市町村で実施⇒H30～国要綱によるチーム設置。

モデル実施想定市（泉大津）の状況

総人口・・・77,389人（H23.10月末）

うち、高齢者人口・・・15,369人（同月末） 高齢化率：19.9%

うち、認知症高齢者（推計）・・・約1,450人（全国：9.5%から算出）

早期支援体制の構築（モデル想定市＝泉大津）

- 市町村事業との住み分け
 - ◆ 平成30年4月までに、全市町村が「認知症初期集中支援チーム」を順次整備していく予定。しかしながら、国要綱に沿ったチームの設置については、その構成員の要件（専門医の経験年数等）がかなり厳格なため、市町村での整備がなかなか進まない現状がある。
 - ◆ そのため、広域的に施策を推進する立場から、他市域でも実現可能な取組を行うモデルを地域を定めて取り組むことで、H30に全市町村での設置に至るような基礎がためを行い、府内全域でのチーム整備へと結び付けていく。
 - ◆ 特に、モデル的に取り組むことが想定される泉大津市のチームについては、包括Cのチームに対して、認知症の専門医による医療的対応を「上乗せ」して行うものであり、医療的な部分であるために、医療施策を行う大阪府が実施する。
- 今後の事業の展開
 - ◆ H26～H28をモデル実施期間と位置づけ、H29は、H30の全市町村整備に向けて、他の市町村でも取り組む。
 - ◆ H28～実績を府内市町村に還元する取組みを行う（研修会等）。
- 現状と目標
 - ◆ 現在、国要綱に沿った設置チームは、大阪市に1カ所のみ。今後、H30に国要綱に沿ったチームを全市町村に設置し、各市町村での早期介入を行う体制へとつなげる。

大阪府の役割・目的

- 広域行政の大阪府として、各地域でモデル的に事業を実施。
- H28年度までの実績に応じて、全府域への拡大を検討。
- 地域支援事業での対応可能になるものについては、H30以降振替え。

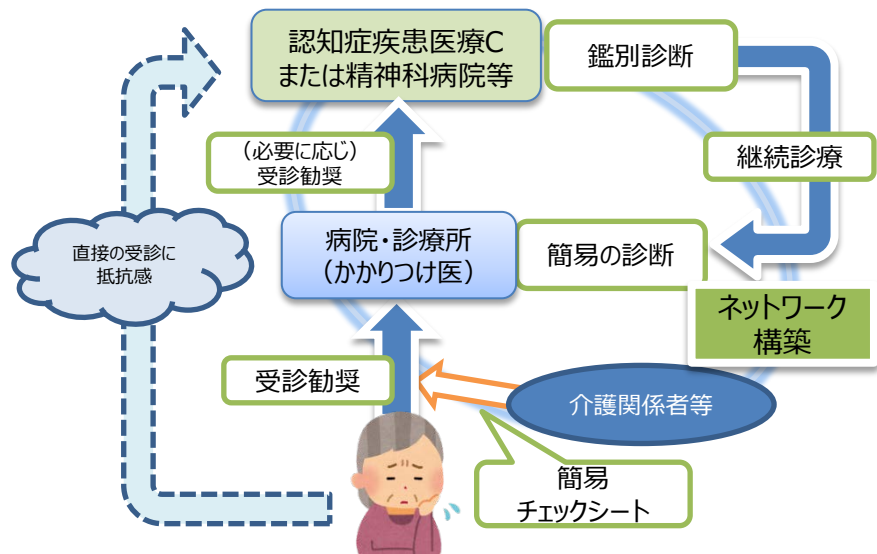
認知症早期医療支援モデル事業について

背景・方策

- 認知症は、早期発見・早期診断による早期の治療開始により、その進行を遅らせたり、問題行動の発現を抑えることができる。
- 早期発見・早期診断には、認知症の患者が平常時から受診している、地域のかかりつけ医による支援が重要である。
- その一方で、早期治療には、認知症の確定診断が必要であるが、診断できる医療機関（精神科病院）への受診は抵抗感が強く、なかなか受診が進まない現状がある。
- そのため、医療的に早期に介入するための方策を、各地域の実情に応じてモデル的に実施することで、実績に応じて府内に広げていく。

早期に医療的介入を行うためのネットワーク体制の構築

- 認知症患者を早期に治療につなげるため、早期診断のための医療機関・介護とのネットワーク体制や、早期診断のための各種ツールを作成を行い、認知症疾患医療センターが市内にない地域における、早期診断・早期治療の体制の構築を図る。



H28までに早期診断体制（ネットワーク）の在り方についてモデル的に検証し、H29以降に成果物を府域全体に広げていく。

- 市町村事業との住み分け
 - ◆ 「早期診断」という認知症の診断のための取組であり、介護関係者もネットワークの枠組みには含まれているものの、主体は医療サイドの事業であることから、医療的な施策として府が実施するもの。
 - ◆ また、早期診断のためのネットワークについては、将来的には、府内全域に広げることを目的としている。
 - ◆ 特にモデル想定市である茨木市については、行政と医師会が早期診断の必要性を共有していることから、モデル的に行う地域に適していると言える。
- 今後の事業の展開
 - ◆ H27～H28をモデル実施期間と位置づけ、
 - ◆ 成果については、認知症疾患医療センターに係る会議や府医師会等を通じて、全府域に有用性を含めて広報していくもの。
- 現状と目標
 - ◆ 早期診断を円滑に行うことができるネットワークの構築の在り方を府域に広げる。

モデル実施想定市（茨木）の状況

総人口・・・274,609人

うち、高齢者人口・・・60,750人 高齢化率：18.9%

うち、認知症高齢者(推計)・・・約5,771人(全国：9.5%から算出)

来るべき超高齢化社会における認知症医療において、早期診断のネットワーク構築を推進する

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	未治療・治療中断者へのアウトリーチ拠点事業				【総事業費】 4,700 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	大阪府（大阪府立精神医療センターに委託）						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患をもつ患者の早期受診・医療的支援の提供を促進 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・医療、保健的なネットワークを構築し、アウトリーチ体制を整備 						
事業の期間	平成 27 年 6 月 9 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的 未治療者や長期間治療を中断している患者への医療提供については、医療機関や訪問看護ステーションによるアウトリーチ実施が困難な状況にあるため、医療、保健的なネットワークを構築し、アウトリーチ体制を整備する。</p> <p>○概要 未受診者・長期治療中断者の把握を行うネットワーク会議の設置、関係機関との調整を行うコーディネーターの配置及び、精神科病院において構成した訪問チームによるアウトリーチ支援を実施する。</p> <p>○執行方法 大阪府立精神医療センターに委託</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		4,700 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
	基金	国		3,133 _(千円)		民	3,133 _(千円)
		都道府県		1,567 _(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
	その他		(千円)			3,133 _(千円)	
備考 (注4)	4,700 千円						

未治療者等へのアウトリーチ体制整備事業

○現状・課題・事業目的等

未治療者や長期間治療を中断している患者への医療提供については、本人が自発的な医療機関への受診を行わないため、医療機関側が出向いて(アウトリーチ)支援に当たる必要がある。一方において、医療機関側がアウトリーチで未受診者・長期治療中断者への支援を行おうとしても、本人と治療契約が結べないため、医療機関や訪問看護ステーションによるアウトリーチ実施が困難な状況にある。このため、医療、保健的なネットワークを構築し、アウトリーチ体制を整備する必要がある。

○内 容

各地域でアウトリーチ体制を整備していくために、モデル事業として、府がネットワークを構築するとともに精神科医療の基幹センターである、府立精神医療センターに訪問支援チームを整備し、北河内圏域を中心とした実際のアウトリーチ活動を行うことで、知見を集積した上で、府域で活用できるような手引等の作成を行う。

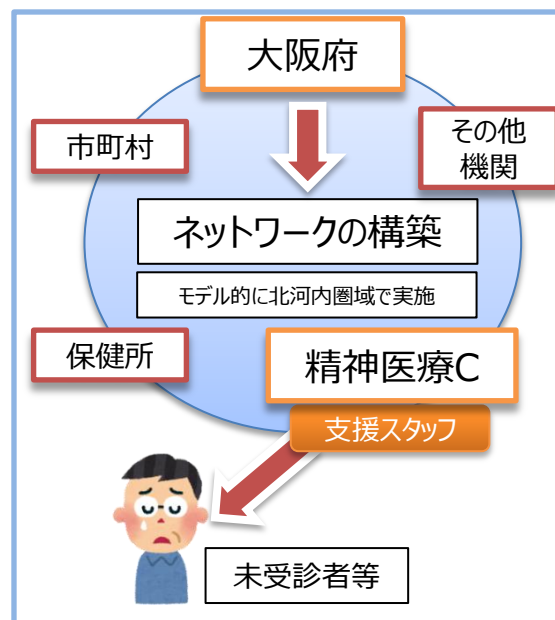
〔対象等〕 未治療・治療中断により、医療および看護の介入が困難な状態にある精神障がい者

○執行方法

大阪府が事業実施。その一部（アウトリーチ体制）については大阪府立精神医療センターに委託。

○精神医療センターに支援チームを委託する理由

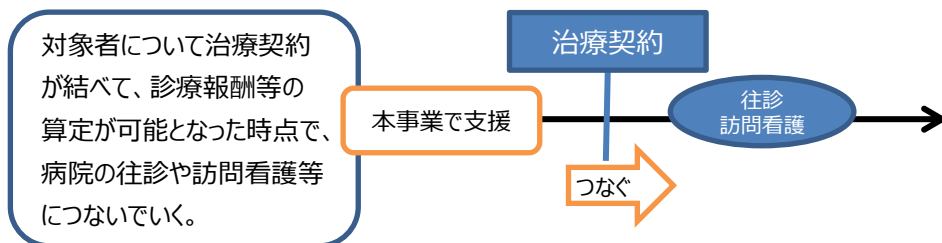
- 精神医療センターは、府立病院として医療観察法対象者・措置入院患者等の自傷他害性のある患者から、発達障がい・児童思春期など幅広い治療実績がある。本事業において、実際の支援を担う場合、様々な病態を含む対象者に対して、その専門性を発揮した上で、医療へ切れ目なくつなぐことも可能となる。
- また大阪府立精神医療センターが位置する枚方市域では、在宅医療や福祉を提供するための、医療機関・行政機関・福祉サービス事業所のネットワーク構築が進んでおり、未受診者へのアウトリーチについても、そのネットワークの中での対応が可能である。



○事業概要

大阪府がネットワークを構成の上で、委託した医療機関がアウトリーチ支援を行う。

- ① ネットワーク会議の運営（大阪府が実施）
- ② アウトリーチチームの設置（精神医療Cに委託）



事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	訪問看護師確保定着支援事業	【総事業費】 84,050 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府看護協会、大阪府訪問看護ステーション協会	
事業の目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 看護学生インターンシップの実施（100名） 2 職場を体験する訪問看護実地研修を30か所で実施 3 訪問看護ステーション・医療機関勤務の看護師等の相互研修を実施 4 地域の実情に応じた訪問看護の実践研修を実施 5 勤務年数にあった訪問看護師階層別研修を実施 6 訪問看護師産休等代替職員の確保支援を実施 <p>【事業効果】</p> <p>・訪問看護師の質の向上と確保・定着による在宅看護体制の充実。</p>	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>在宅医療の充実が求められる中、病院中心の医療から地域・在宅医療へと円滑に移行するためには、必要な訪問看護師の確保と定着が重要。また、さまざまな医療的ケアが必要な在宅患者が増加し、高度な訪問看護力が求められている。このため、訪問看護師の質の向上と確保・定着を図り在宅看護を充実する。</p> <p>○概要</p> <p>訪問看護師定着のための研修、医療機関看護師と訪問看護の相互研修などを実施するとともに、訪問看護ステーションに勤務する新人看護師を指導する看護師や産休等を取得する看護師の代替職員給与費を補助し、訪問看護師の質の向上と確保・定着を図り、在宅看護を充実する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 看護学生インターンシップ <ul style="list-style-type: none"> ・新人看護師（新卒または卒後2年未満の看護師）が訪問看護に興味を持ち、訪問看護ステーションに就業するような取組を行う。 〔対象〕看護学生（1年次～） ※看護職員養成所のインターンシップに位置づけ 100名 〔期間〕1日 〔内容〕訪問看護ステーションでの職場体験 〔対象経費〕事務費、研修費、事務職員費（人件費） 〔執行方法〕大阪府訪問看護ステーション協会へ補助 ・事前に訪問看護ステーション、看護学校、看護系大学、病院管理者への広報・説明会を開催 ※アンケート調査を実施し効果を検証する 2 訪問看護実地研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・高度な看護力を有する医療機関勤務看護師や在宅医療に意欲のある未就業の潜在看護師を対象に、訪問看護事業所において、職場を体験する実地研修を行う。 〔対象〕病院看護師・未就業潜在看護師 〔期間〕1ヶ月 	

〔内容〕 訪問看護事業所の職場を体験する実地研修
(訪問やカンファレンス、地域連携会議への参加など)

〔対象経費〕 指導者人件費、講師謝礼、研修費、事務費

〔執行方法〕 大阪府看護協会へ補助

3 訪問看護ステーション・医療機関勤務の看護師等の相互研修

- ・訪問看護ステーションと医療機関等の看護師の相互交流による研修を行い、相互の看護の現状・課題や専門性等を理解し、在宅患者に対する最新の医療技術・知識を習得、入院患者が適切に在宅に移行するための連携方法について合同研修を行う。

i 訪問看護ステーション看護師研修

ii 医療機関看護師研修

〔対象〕 訪問看護師及び病院看護師 (130名)

〔期間〕 2日～5日

〔内容〕 座学(講義・グループワーク)・実習

〔対象経費〕 講師謝礼、研修費、事務費

iii 訪問看護ステーション管理者研修

訪問看護ステーション管理者の管理能力を向上できるよう、事業所経営に関する経営管理、人的管理等の研修を実施する。

〔対象〕 訪問看護ステーション管理者・実務者 120名

〔期間〕 1日～3日(年4回実施)

〔内容〕 経営戦略マネジメント ネットワークづくりためのグループワーク等

〔対象経費〕 講師謝礼、研修費、事務費

〔執行方法〕 大阪府看護協会へ補助

4 訪問看護実践研修

- ・身近な地域において、訪問看護ステーションでの職務体験や、新任の各訪問看護師の知識・経験等に応じた実践的な研修・指導を行い、訪問看護師の育成・定着を図る。

- ・地域の介護支援事業所、地域包括センターなどの介護分野をはじめ、病院、往診医、薬剤師等との情報共有や看護分野の研修等を実施、医療と介護の連携を進め、在宅医療の充実を図る。

〔対象〕 訪問看護ステーション(11ヶ所)

〔内容〕 地域において訪問看護の確保育成定着に関する実践研修を行う

〔対象経費〕 事務消耗品費、研修費、事務職員経費(人件費)

〔執行方法〕 大阪府訪問看護ステーション協会へ補助(間接補助)

(事業部分は訪問看護ステーション協会から府内訪問看護ステーションに委託)

5 訪問看護師階層別研修

- ・小規模訪問看護S Tの新人等の看護師を対象に、勤務年数にあったテーマを設定し演習やグループワークを行う。不安や悩みを抱える看護師には同行訪問による研修を実施。

〔対象〕 小規模訪問看護S Tの新人(勤続2年まで)・中堅(3～4年と5年以上)の看護師

〔内容〕 勤務年数別に、演習・グループワーク・同行訪問を実施

〔人数〕 演習、グループワーク40人、同行訪問O J T10人程度

※受講者の不安や悩みを抽出し、指導看護師が訪問看護S Tに同行訪問しO J Tを実施

〔対象経費〕 事務消耗品費、研修費、同行指導者経費(人件費)

〔執行方法〕 大阪府看護協会へ補助

	<p>6 訪問看護師産休等代替職員確保支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護S Tで働く常勤の看護職員が、出産、育児又は介護のため長期間にわたって継続する休暇を必要とした場合、訪問看護S Tが代替非常勤職員を雇用した際、その雇用経費を負担する。 ・ナースバンクを活用して短期間の非常勤職員の登録を行い、代替職員の雇用を円滑に行う。 <p>〔対象経費〕 事業費（代替職員人件費） 事務費（事務職員経費、交通費、資料代等）</p> <p>〔執行方法〕 大阪府訪問看護ステーション協会へ補助</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		84,050 <small>(千円)</small>	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	<small>(千円)</small>
		基金	国	56,033 <small>(千円)</small>		民	56,033 <small>(千円)</small> うち受託事業等 (再掲)(注3)
			都道府県	28,017 <small>(千円)</small>			
		その他		<small>(千円)</small>			<small>(千円)</small>
備考 <small>(注4)</small>	84,050 千円						

平成27年度大阪府訪問看護推進事業

【背景】○平成37年に団塊の世代がすべて75歳以上となる超高齢社会を迎え、医療需要が増加する中、患者に応じた質の高い医療を効率的に提供する体制を確保するため、病床の機能の分化及び連携を推進し、また患者の早期の居宅等への復帰を進めるとともに退院後の生活を支える在宅医療及び介護サービスの充実を図る必要があります。

○訪問看護ステーションが核となり多職種とともに在宅で療養する人が必要な介護サービス、生活支援サービスを一体として届けられる仕組みづくりが求められています。

【対応】○訪問看護の量的拡大、機能の拡大、質の向上、地域包括ケアへの対応のため、「医療と介護の連携」「人生の最終段階を支える」をキーワードに様々な取り組みを行います。

1. 訪問看護師の確保

* 看護学生インターンシップ

【対象】看護学生（H26：7名 H27：286名）

【期間】1日間

【内容】・訪問看護STでの職場体験・研修
・看護師養成所にインターンシップ導入を促進。（養成所運営費補助を追加支援、養成所教員への理解促進）

【実施】ST協会

* 訪問看護実地研修

【対象】病院看護師、未就業潜在看護師

（H26：8名 H27：26名）

【期間】4週間

【内容】座学及び訪問看護STでの実地研修

【実施】看護協会

2. 資質向上

* 訪問看護師階層別研修

【対象】新人、3年目、5年目

（H26:22名 H27:81名）

【期間】3日間

【内容】講義、演習(2日)、同行訪問(1日)

【実施】看護協会

* 病院と訪問看護ST 看護師相互研修

【対象】病院看護師、訪問看護ST看護師、ST管理者（H26: 175名 H27:198名）

【期間】①3日間 ②5日間

【内容】①講義・演習
②訪問看護STでの実践研修

【実施】看護協会

3. 定着支援

* 訪問看護師産休等代替職員確保支援事業

【対象】産休、育休等で休暇を必要とする際、代替職員を雇用する訪問看護ステーション

（H26：8名 H27:12名）

【内容】産休等のため必要な期間、訪問看護STが代替職員を雇用した際の経費の1/2を補助

【実施手法】ST協会を通じて補助

* 訪問看護相互連携事業

【対象】連携して機能強化、効率化を図る訪問看護ST（H26：83ST H27：27ST）

【内容】事業所相互又は関係機関との連携により機能強化を図るために必要な経費の1/2～1/3（備品、改修費、人件費）を補助
※補助額30万円

【実施】ST協会を通じて補助

4. 訪問看護供給体制の整備

* 訪問看護施策の企画・検討

【内容】訪問看護実態調査の実施

【実施】大阪府

* 訪問看護実践研修

【対象】訪問看護支援センター
訪問看護教育ステーション

（H26：3か所 H27：7か所↓）

三島、豊能、北河内、市北、市西、市南、泉南

【内容】・地域の訪問看護STの総合的な支援を実施する支援センターの設置

・身近な地域で同行訪問や講習会等を行い訪問看護の支援事業を展開する教育STに事業委託

【実施】ST協会を通じて委託

平成28年度大阪府訪問看護推進事業

下記は概要であり、補助金の利用にあたっては、各事業ごとに一定の要件があります。詳細は各事業の補助要綱等をご確認ください。(大阪府ホームページ等に掲載)

訪問看護師確保定着支援（研修事業等）

1) 看護学生インターンシップ 【対象：看護学生】
訪問看護ステーションで職場体験（1日間）を行うことで訪問看護の魅力を広め、就職場所、進路選択等の動機付けにつなげます。

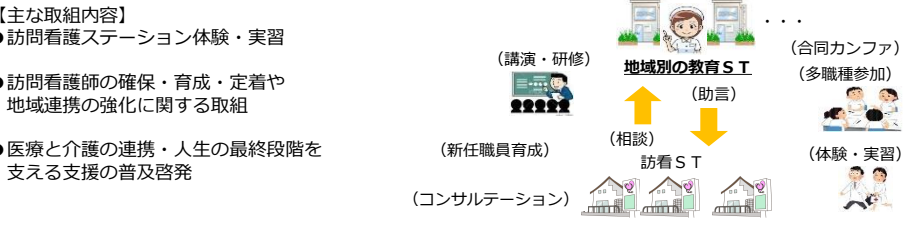
2) 訪問看護実地研修 【対象：潜在看護師、訪問看護に興味のある看護師】
訪問看護ステーションで講義や実習(10日間)を受けることで復職への不安解消や訪問看護の理解を深め、復職支援につなげます。

3) 病院と在宅医療を担う施設等の相互研修 【対象：病院や施設等に勤務の看護師】
入院中の患者・家族の状況、在宅で過ごす療養者の生活の課題を把握し、在宅移行時及び退院調整に必要な支援を学びます。

4) 訪問看護師階層別研修 【対象：訪問看護師】
【新人向け】訪問看護に必要な基礎知識(制度、在宅基礎看護技術、対人援助技術等)を身に付けるため初めて訪問看護ステーションに勤務する看護師を対象に研修を実施します。
【中堅・教育者向け】訪問看護師に求められる看護実践能力及び訪問看護師教育者に求められる指導力を向上させるため、専門領域ごとの研修を実施します。
【管理者向け】訪問看護ステーション管理者に求められる経営・人的資源管理能力のスキルアップをはかるために基礎コース、応用コースを設け研修を実施します。

5) 大阪府訪問看護支援センター
府内訪問看護ステーションを広域的・総合的に支援します。教育ステーションと連携し、地域の訪問看護力を高めます。

6) 大阪府訪問看護教育ステーション事業【府内11か所で実施予定】
府内に設置する教育ステーションが、同行訪問や研修会等を通じ、地域の訪問看護師の育成支援や訪問看護ステーションへの指導や助言等を行い、訪問看護師の確保・育成・定着を図ります。

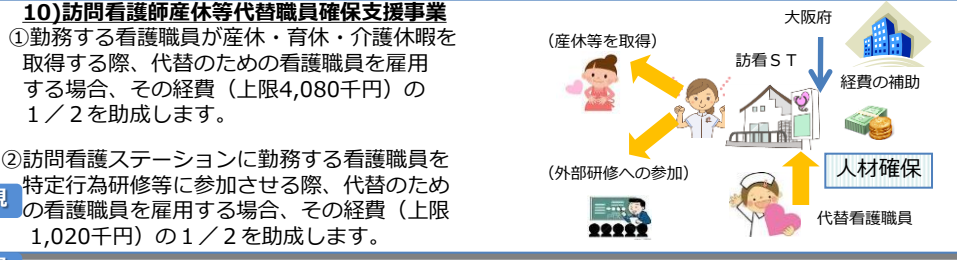


7) ピアカウンセリング 【対象：訪問看護ステーション等の管理者】
訪問看護ステーションの規模拡大や経営の安定化を検討しているステーションの管理者に対し、ベストプラクティス（好事例）を説明・展開し、経営基盤の強化等を支援します。

8) 実務能力向上研修 【対象：訪問看護ステーション等の施設に勤務する事務職員】
訪問看護ステーションの業務効率化、規模拡大を図ることを目的に、事務職員の実務能力向上を図ります。

訪問看護ステーションへの各補助金について

9) 訪問看護相互連携事業
複数の訪問看護ステーションや医療機関等が相互に連携し、訪問看護サービスの向上を図るために必要な経費（上限300千円）の1/2を助成します。【20か所】



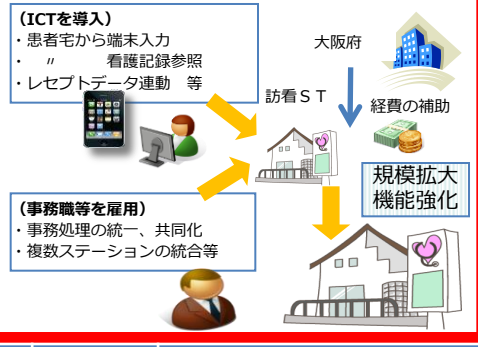
11) 訪問看護新任職員育成事業
初めて訪問看護ステーションで勤務する看護師（訪問看護新任職員）を雇用し、所定の研修プログラムに沿った研修を実施した訪問看護ステーションに対し、新任職員の指導に係る経費の1/2を助成します。

補助対象経費	補助上限額	補助率	補助対象ステーション数
新任職員育成経費	440千円 (育成・指導に係る費用)	1/2	45か所 (予算の範囲内で増加あり)

12) 訪問看護ステーション規模拡大推進事業

【訪問看護連携システム導入支援】
・複数の訪問看護ステーション間の連携強化（規模拡大）等の促進と利用者の情報共有を図るため、関係者間で訪問看護情報を活用できる訪問看護連携システム導入に係る経費（初期経費・利用料等）を助成します。

【事務職等の雇用支援】
・訪問看護ステーションが中規模以上（常勤換算5人以上）へ規模拡大を図ることを目的に事務職等を雇用する場合、その経費の1/2を助成します。



補助対象経費	補助上限額	補助率	補助対象ステーション数
システム導入経費	500千円/年 (初期導入費・利用料)	10/10	40か所 (予算の範囲内で増加あり)
	175千円 (端末の機器購入費)	1/2	40か所 @35千円×5台 (上限)
事務職等雇用経費	3,060千円 (統合、事務処理の共同化等に必要雇用経費)	1/2	10か所 ※9か月間 (上限) @ (2千円×従事時間数+1千円) ×従事日数)

訪問看護職員の確保、定着、質向上を目的とした訪問看護職員の育成プログラム等

職層 ()は目安	動機づけ	基本スキル 【基礎、実務能力育成】	専門スキル 【実務能力拡充】	多職種連携 (医療・在宅・介護)	経営戦略 人材育成	マネジメント力 労務管理
管理者 新任管理者	<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 5px;"> <div style="width: 20px; height: 10px; background-color: lightblue; margin-right: 5px;"></div> 研修事業 </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 10px; background-color: darkblue; margin-right: 5px;"></div> 研修以外の事業 </div> </div>				<p style="text-align: center;">訪問看護管理者研修</p> <p>対象：新任管理者、管理者 内容：基礎コース 応用コース（経営・人材管理・マネジメント等） 期間：テーマ別 1日間</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid orange; padding: 2px;">拡充</div>	
中堅			<p style="text-align: center;">訪問看護実践研修</p> <p style="text-align: center;">府内11地域に教育ステーションを設置</p>			
			<p style="text-align: center;">中堅訪問看護師研修：</p> <p>リーダーの役割・フィジカルアセスメント、精神 小児 がん 認知症 難病 地域包括ケア 看取り（テーマ別：各1日） 訪問看護新任職員教育担当者研修（2日間）</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid orange; padding: 2px;">拡充</div>			
			<p style="text-align: center;"><u>医療・訪問看護相互研修（講義/実習）</u></p> <p>対象：訪問NS20 病院NS100 内容：講義/実習 期間：ステップⅠ 3日間 ステップⅡ 4日間</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid orange; padding: 2px;">見直し</div>			
新人～2年目 まで		<p style="text-align: center;">新人訪問看護師研修</p> <p>対象：新人2年未満 内容：講義/演習 期間：3日間</p>			<p style="text-align: center;">訪問看護師産休等代替 職員確保支援</p> <p style="text-align: center;">（産休・育休・介護休暇）</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid orange; padding: 2px;">縮小</div>	
		<p style="text-align: center;">訪問看護新任職員育成事業</p> <p style="text-align: center;">訪問看護新任職員研修の教育プログラムに沿った 研修実施</p>			<p style="text-align: center;">訪問看護ネットワーク事業（規模拡大）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <div style="border: 1px solid darkblue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">訪問看護相互連携事業</div> <div style="border: 1px solid darkblue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">訪問看護連携システム導入</div> <div style="border: 1px solid darkblue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">事務職員等の活用</div> <div style="border: 1px solid darkblue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">特定行為研修等受講の促進</div> </div> <div style="width: 35%;"> <div style="border: 1px solid lightblue; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">ピアカウンセリング</div> <div style="border: 1px solid lightblue; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">実務能力向上研修 ・基礎/応用コース</div> </div> </div> <div style="text-align: right; border: 1px solid orange; padding: 2px;">新規</div>	
潜在看護		<p style="text-align: center;">訪問看護実地研修</p> <p>内容：OJT 期間：10日間</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid orange; padding: 2px;">見直し</div>				
看護学生	<p style="text-align: center;">インターンシップ事業</p> <p>期間1日間（養成所・大学）</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid orange; padding: 2px;">拡充</div>					
高校生対象	<p style="text-align: center;">1日看護師体験</p> <p>（病院・訪問看護ステーション）</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid orange; padding: 2px;">拡充</div>					

訪問看護キャリア（経験）

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	小児のかかりつけ医育成事業				【総事業費】 1,084 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（一部大阪府医師会に委託）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・27年度に研修会開催（2回予定） 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアの必要な児への在宅医療提供体制の構築促進 					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>医療的ケアの必要な児と保護者が安心して在宅医療を継続するため、地域の小児科医や小児科以外の医師及び医療スタッフが小児の特性を理解し、児の診療ができるよう必要な医療技術を身に付ける。また、関係機関によるネットワーク構築の必要性を理解したかかりつけ医を育成する。</p> <p>また、かかりつけ医とともに患児・家族を支援するため、地域の保健師等についても技術研修を実施する。</p> <p>○概要</p> <p>かかりつけ医育成のために、地域の小児科医や内科医等訪問診療医及び医療スタッフを対象に、医療的ケアに必要な医療技術の習得、小児の特性理解、在宅療養支援のためのネットワークの必要性の理解を目的とした研修を医師会に委託して実施する。</p> <p>〔対象〕地域の小児科医、内科医等訪問診療医及び医療スタッフ</p> <p>〔人数〕参加者40人/回、スタッフ4人/回</p> <p>〔事業内容〕医師等研修費（大阪医師会委託料） 保健師等研修費（府直接実施）</p> <p>○執行方法 医師等を対象とするものは大阪府医師会に委託 保健師等については府において直接実施</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	1,084 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	33 (千円)
		基金	723 (千円)		民	690 (千円)
		国	361 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		都道府県	(千円)			690 (千円)
		その他				
備考 (注4)	1,084 千円					

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	糖尿病医療連携推進事業				【総事業費】 10,416 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（大阪府医師会に委託）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）の作成 ・糖尿病医療連携に関する研修カリキュラム、リーフレットを策定し、研修会の開催、周知、広報等の実施 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療における糖尿病患者医療連携体制強化 					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的 糖尿病患者が継続的に適切な医療を受けられるよう、専門医とかかりつけ医の連携、さらには各関連科との連携体制を構築する。</p> <p>○概要 糖尿病医療連携体制を構築するため、医療機関、患者等を対象とする調査を実施し、地域の医療体制の実情や課題を把握し、糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）を作成する。 また、糖尿病医療連携にかかわるスタッフ（医師、看護師、栄養士、糖尿病療養指導士など）の養成に資する研修カリキュラム、リーフレットを策定し、研修会の開催、周知、広報等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、患者等を対象とする調査の実施 ・府内の地域医療体制の実情を踏まえた糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）の策定 ・糖尿病医療連携にかかわるスタッフの養成（研修会の開催等） <p>○執行方法 大阪府医師会に委託</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	10,416 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	6,944 _(千円)	民	6,944 _(千円)
			都道府県	3,472 _(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他	(千円)			6,944 _(千円)
備考 (注4)	10,416 千円					

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	難病患者在宅医療支援事業				【総事業費】 34,990 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（大阪大学医学部附属病院、大阪医科大学附属病院、大阪府立急性期・総合医療センター、近畿大学医学部附属病院、近畿大学医学部堺病院に委託）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の難病専門病院が、地元医師会等と連携して医師・看護師・ヘルパー等を対象に、同行訪問形式の研修（90 回程度／年）及び講義形式（2 回／年）を実施し、育成・指導 ・ また、難病専門病院が連携し、難病患者の地域での療養生活に係る啓発のためのリーフレットを作成 <p>【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療の推進 					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>地域の難病専門病院が、地元医師会等と連携して医師・看護師・ヘルパー等を育成・指導し、在宅医療の推進を図る。</p> <p>○概要</p> <p>難病治療に実績のある大阪大学医学部附属病院、大阪医科大学附属病院、大阪府立急性期・総合医療センター、近畿大学医学部附属病院、近畿大学医学部堺病院が地元医師会等と連携して、下記の事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①難病専門病院のスタッフが地域医療機関スタッフと同行訪問することで、地域医療機関スタッフが難病患者へ訪問診療を行うことへの知識の向上と不安の解消を図る。 ②地域医療機関スタッフを対象に難病患者の在宅医療に関する講義型の研修会を実施する。 ③難病専門病院が連携し、難病患者の地域での療養生活に係る啓発のためのリーフレットを作成する。 <p>○執行方法 各専門病院に委託</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	34,990 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	10,331 _(千円)
	基金	国	23,327 _(千円)		民	12,996 _(千円)
		都道府県	11,663 _(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
	その他		_(千円)			12,996 _(千円)
備考 (注4)	34,990 千円					

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅療養における栄養ケア事業				【総事業費】 5,800 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	大阪府（一部大阪府栄養士会、大阪府食生活改善連絡協議会に委託）						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議の開催 8 圏域×2 回 ・ワーキンググループの開催 8 圏域×3 回 ・在宅栄養ケアスタッフ研修会 8 圏域×2 回 ・栄養ケアサービスのモデル実施 2 施設 ・在宅療養者及び介護者に対する栄養相談 8 圏域×2 回 ・在宅療養者及び介護者に対する調理指導 2 5 回 <p>【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療体制の充実 						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>在宅療養者のニーズに応じた食支援を効率的かつ継続的に行えるよう、地域での在宅療養における栄養ケア体制を構築する。</p> <p>○概要</p> <p>在宅療養者の食生活改善等に資するため、市町村、地域の医療機関、訪問看護ステーション、地域の管理栄養士、市町村食生活改善推進協議会等による連絡会議を開催し、地域で栄養ケアを実施するための必要な検討を行い、在宅療養における栄養ケア体制の連携推進を図るとともに、保健所医師、保健師、栄養士など多職種によるワーキンググループを設置し、医療機関、訪問看護ステーション、市町村等と協議の上、栄養ケア体制の連携促進マニュアルを作成する。また、在宅栄養ケアスタッフ研修会の開催及び各地域での在宅療養者への栄養ケアサービスをモデル実施する。</p> <p>○執行方法 直執行及び大阪府栄養士会、大阪府食生活改善連絡協議会へ委託</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		5,800 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	400 (千円)
		基金	国	3,867 (千円)		民	3,467 (千円)
			都道府県	1,933 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他	(千円)			3,467 (千円)	
備考 (注4)	5,800 千円						

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	緩和医療の普及促進等事業	【総事業費】 21,000 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	がん診療拠点病院、医療機関、医師会等	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和医療の正しい知識の普及事業の内、普及啓発事業を 10 ヶ所で支援 ・緩和医療人材養成等事業を 15 ヶ所で支援 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・緩和医療提供体制の充実と入院や外来、在宅と切れ目のない緩和医療提供体制整備の実現 	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>がん患者・家族の苦痛の軽減と質の高い療養生活を送ることができるようにするためには、症状や環境にあわせて治療の初期段階から切れ目のない緩和医療提供体制を整備することが重要である。また、更なる高齢化の進展に伴ってがん患者数の増加が見込まれることや高齢者の思いや苦痛に寄り添う必要性があることから緩和医療の重要性はますます高まっていく。このようなことから、緩和医療へのアクセスを改善し患者や家族の苦痛の軽減につなげるとともに、入院や外来、在宅において最適な緩和医療が提供できるよう充実していくことが必要である。しかしながら、患者や家族に緩和医療に対する正しい理解や周知が進んでいないこと、がん医療に携わる医療従事者の緩和医療の重要性に対する認識も十分とは言い切れないこと、身体的苦痛のみならず精神心理的苦痛への対応も求められていること等様々な課題がある。このようなことから、府民への緩和医療の正しい理解促進の取組みを進めるとともに、在宅緩和ケアを担うかかりつけ医など緩和医療に携わる医療従事者に対する各地域での研修を行うことで緩和医療提供体制の充実と切れ目のない提供体制整備をめざす。</p> <p>○概要</p> <p>①緩和医療についての正しい知識の普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん診療拠点病院（国・府指定）が行う相談支援センターの充実強化、啓発資料作成を支援する。 <p>②緩和医療に携わる人材養成等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩和医療人材養成事業（在宅医療含む）：地域のかかりつけ医等医療従事者を対象とした緩和医療研修会の開催等緩和医療人材の養成（初任者研修等）を行う地区医師会や医療機関等に対し補助する。 <p>○執行方法</p> <p>①がん診療拠点病院へ補助</p> <p>②がん診療拠点病院、医療機関、医師会等へ補助</p>	

事業に要する費用の額	金額	総事業費		21,000 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0 _(千円)
		基金	国	12,333 _(千円)		民	12,333 _(千円) うち受託事業等 (再掲)(注3)
			都道府県	6,167 _(千円)			
		その他		2,500 _(千円)			
備考 _(注4)	18,500 千円						

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	H I V感染者の多様な医療ニーズに対応できる在宅等地域医療体制構築事業				【総事業費】 2,964千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（大阪府医師会に委託）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・府内の在宅及び透析等一般診療等でのH I V感染者の受入れを促進する。 ・一般診療を行う診療所等へのエイズ治療拠点病院による相談・支援体制を構築する。 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の診療所等で、H I V感染者の多様な医療ニーズに対応 ・エイズ治療拠点病院と一般診療所等との機能分化と病診連携を促進 					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>H I V感染症は治療の進歩により慢性疾患となっており、感染者の高齢化や合併症により、H I V感染症以外の多様な医療や介護へのニーズが高まっている。今後確実に増加が予測される在宅医療等へのニーズに対応するため、H I V感染者の一般診療を含む医療全般が、エイズ治療拠点病院に集中している現状を改善し、地域における受け入れ診療所等の拡充と病診連携を促進する。</p> <p>○概要</p> <p>H I V感染者の受け入れが可能な地域の診療所等を把握し、研修会及びエイズ治療拠点病院との連絡会議を開催する。</p> <p>○内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ①大阪府医師会による会員等への調査により、H I V感染者の一般診療が可能な協力診療所等を把握する。 ②当該診療所等をリスト化し、拠点病院等からの紹介依頼に対応できる体制を整備する。 ③当該診療所等に対し、拠点病院専門医等の協力を得て研修会を実施し、かかりつけ医を育成する。 ④当該診療所等及び拠点病院との連絡会議を開催し、円滑な病診連携に向けて協議する。 <p>○執行方法 大阪府医師会に委託</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	2,964(千円)	基金充当額(国費)における公民の別(注2)	公	(千円)
		基金			民	
		国	1,976(千円)			1,976(千円)
		都道府県	988(千円)			うち受託事業等(再掲)(注3)
		その他	(千円)			1,976(千円)
備考(注4)	2,964千円					

28年度

地域医療介護総合確保基金事業「居宅等における医療の提供に関する事業」

HIV感染者の多様な医療ニーズに対応できる在宅等地域医療体制構築事業

【課題】

- 府域におけるHIV感染者・エイズ患者報告数累計は年々増加傾向にあり、2015年12月31日現在(速報値)感染者数報告の累計は、HIV感染者2,290名、エイズ患者742名となっている。
- 府保健所管内市町村での、免疫機能障がい者手帳交付数は、平成26年度468件と年々増加している。
- HIV感染症は治療の進歩により慢性疾患となったが、感染者の高齢化と併せ、進行性多巣性白質脳症やHIV脳症の発症、又はHIV関連神経認知障がいの発症などにより、要介護状態となる感染者の増加が予測できる。
- また慢性合併症、特に抗HIV薬などによって腎障害を併発し、慢性維持透析が必要な感染者が増加している。
- HIV感染者の診療は一部の拠点病院に集中し、高齢者や要介護者また就労・就学者等の通院に負担となっている。
- 慢性合併症の治療においても、医療機関での感染予防は標準予防策で対応できるにも関わらず、偏見や認識不足により、特に透析治療について、地域の医療機関での受け入れが困難な場合が多い。

【目的】

■HIV感染症は治療の進歩により慢性疾患となっており、感染者の高齢化や合併症により、HIV感染症以外の多様な医療や介護へのニーズが高まっている。今後確実に増加が予測される在宅医療等へのニーズに対応するため、HIV感染者の一般診療を含む医療全般が、エイズ治療拠点病院に集中している現状を改善し、地域における受入れ診療所等の拡充と病診連携を促進する。

【目標】

- 府内の透析等一般診療を行う診療所等でのHIV陽性者の受入れを促進する。
- HIV診療が可能な透析医療機関が、10ヶ所以上(2次医療圏毎に1か所及+大阪市内2ヶ所)
- HIV診療が可能な一般機関(主要診療科毎※)が、2次医療圏に2ヶ所以上
※内科、外科、精神・心療内科、皮膚科、泌尿器科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科
- 一般診療を行う診療所等へのエイズ治療拠点病院による相談・支援体制を構築する。

【26年度経費】

委託費:1,049千円

【27年度経費】

委託費:2,964千円

【28年度経費】

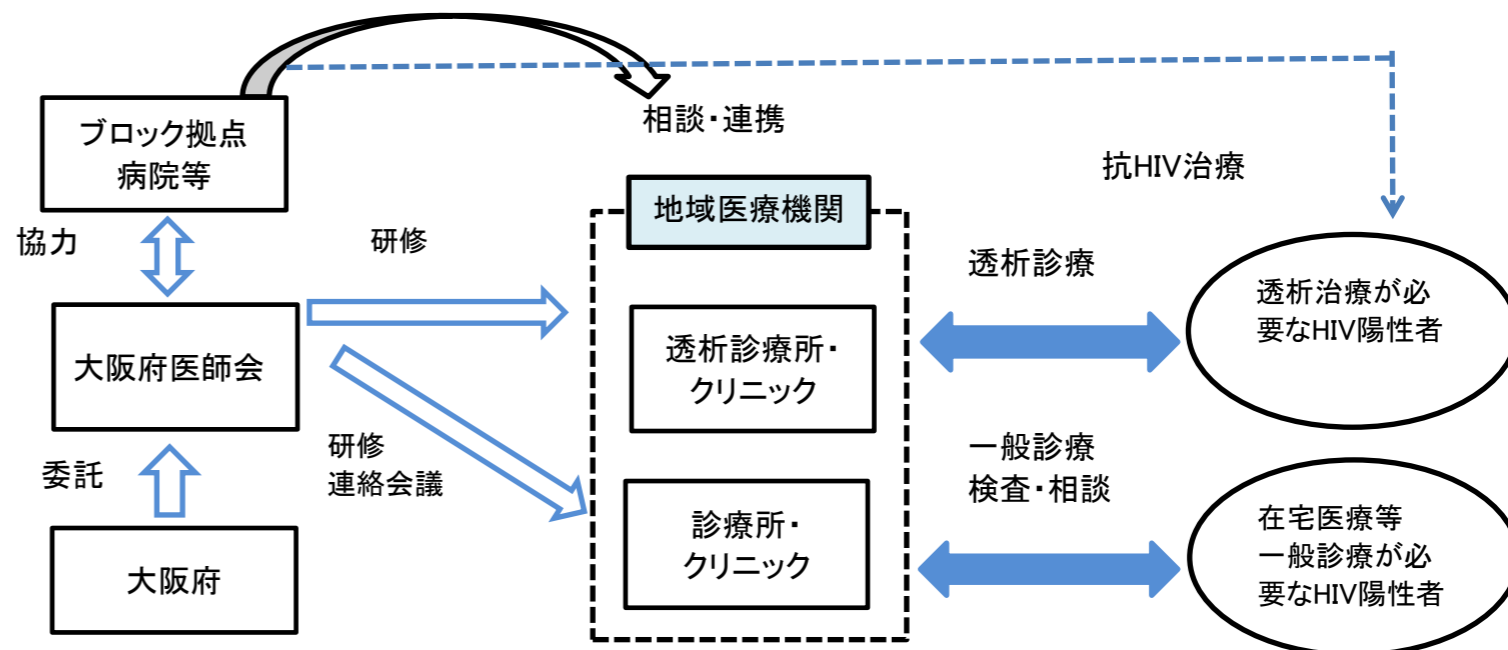
委託費:2,621千円

【28年度事業内容】

■事業を効果的・効率的に実施するため、大阪府医師会に事業を委託。大阪透析医会の協力により実施する。

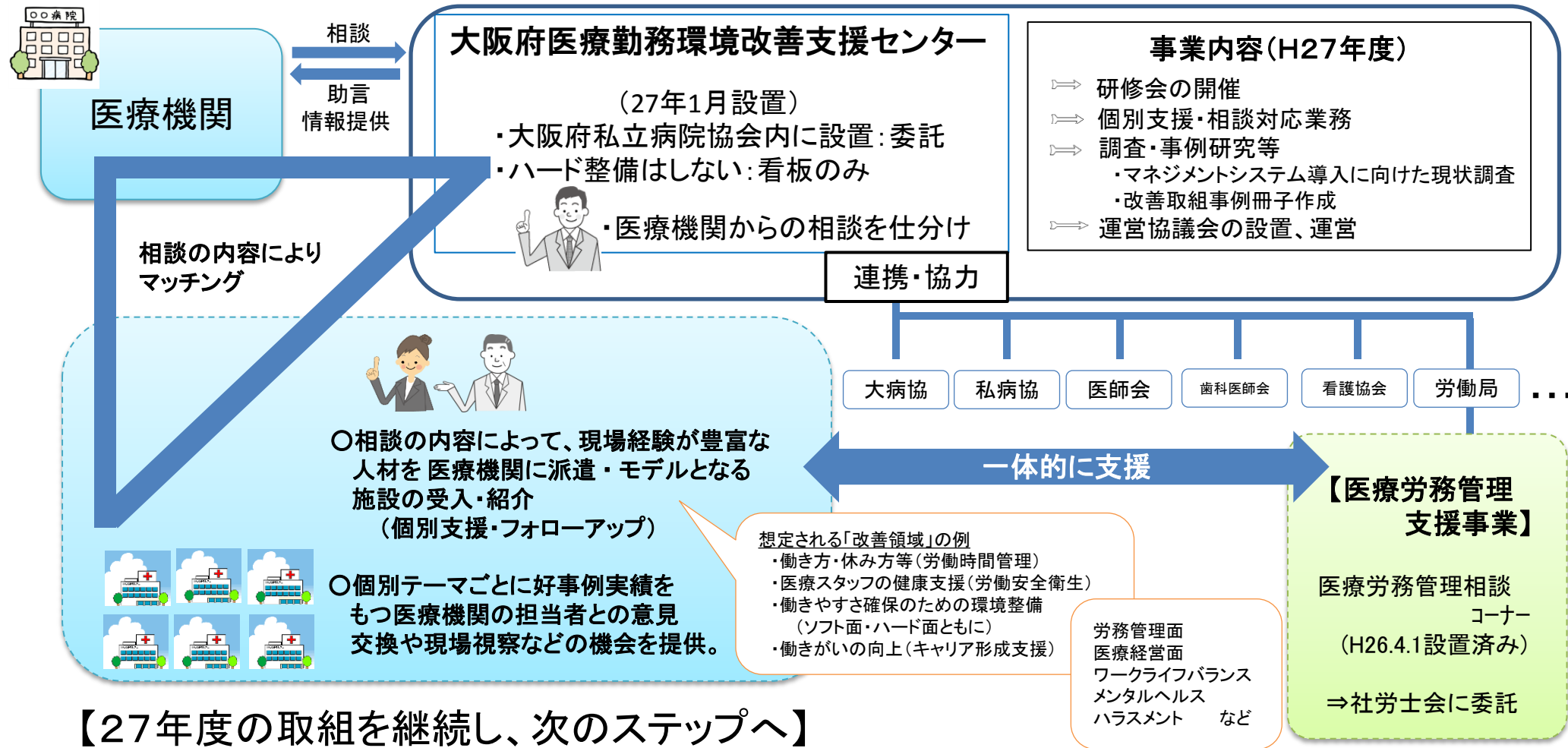
- ①「HIV陽性者診療連携の手引き(血液曝露時の対応含む)」の作成
 - ・エイズ治療ブロック拠点病院専門医、透析専門医、地域医療機関医師等によるワーキング会議を開催(計4回)。「HIV陽性者診療連携の手引き(血液曝露時の対応含む)」を作成し、協力医療機関に配布。
- ②「エイズ治療拠点病院等地域医療機関連絡会議」の開催
 - ・HIV陽性者に係る医療連携、血液曝露時の対応、抗HIV薬の相互作用等の診療上の留意点などについて、情報・意見交換を行う会議を開催(計3回)。
- ③「HIV地域医療連携研修会」の開催
 - ・本事業の取組報告、医療機関に対するエイズ治療拠点病院の専門医等の協力を得て実施する研修会を実施(計1回)。

【概要図】



事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	医療勤務環境改善支援センター運営事業				【総事業費】 24,835 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（大阪府私立病院協会に委託）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 医療勤務環境改善支援センターの運営 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> 医療従事者の勤務環境改善 					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>医療勤務環境改善支援センターにおいて、医師・看護職員をはじめとした医療従事者の勤務環境改善を「医療従事者の確保・定着」のための課題として位置づけ、医療機関の主体的な取組を通じて、労務管理面のみならず、ワークライフバランスなどの幅広い観点を視野に入れた取組を推進する。</p> <p>○概要</p> <p>医療勤務環境改善支援センターにおいて、以下の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進事例の情報収集 経営・勤務環境に関する調査分析 個別支援・フォローアップ 運営協議会の設置・開催 研修（ワークライフバランス研修など） <p>○執行方法 大阪府私立病院協会に委託</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	24,835 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
	基金	国	16,557 _(千円)		民	16,557 _(千円) うち受託事業等 (再掲)(注3)
		都道府県	8,278 _(千円)			
	その他	(千円)	16,557 _(千円)			
備考 (注4)	24,835 千円					

大阪府医療勤務環境改善支援センターの設置について



【27年度の取組を継続し、次のステップへ】

- 研修: グループワークによる経営者向け研修
- 医療機関への個別支援・フォローアップ(継続)
- 先進事例の情報収集(継続) →改善取組事例冊子作成
- 経営・勤務環境に関する調査分析(追跡調査)

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	医師等の勤務環境改善のための医師事務作業補助者（医療クラーク）の整備				【総事業費】 367,080 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	特定機能病院（但し、前年度の逆紹介率が 50%未満の病院を除く）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師事務作業補助者（医療クラーク）の配置を支援 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療従事者の勤務環境向上 					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的 医師事務作業補助者（医療クラーク）の配置を支援し、医師及び医療関係職と事務職員等との間での役割分担を推進することで、医師をはじめとする医療関係職が専門性を発揮し本来の業務に専念できる環境を整え、病院の機能強化を推進する。</p> <p>○概要 病院の機能強化を推進するためには、医師事務作業補助者を配置し、医師及び医療関係職と事務職員等との間での役割分担を推進することが非常に有効であることから、診療報酬の医師事務作業補助体制加算の対象外となっている特定機能病院における医師事務作業補助者の配置に対する補助を行う。 〔対象〕特定機能病院において、医師事務作業補助者の配置に係る人件費補助 (条件) ①地域医療の充実に寄与させる観点から、前年度の逆紹介率に応じて補助率の割落しを行うとともに、逆紹介率が 50%未満の特定機能病院は補助対象外とする。 ②医師事務作業補助者に対する研修の実施（資質の確保）医師事務作業補助者導入による成果、働き方などを効果検証し、他の医療機関へ普及を図る。</p> <p>○執行方法 特定機能病院へ補助 (ただし、前年度の逆紹介率が 50%未満の病院を除く)</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	367,080 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	44,688 _(千円)
	基金	国	81,573 _(千円)		民	36,885 _(千円) うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		都道府県	40,787 _(千円)			
	その他	244,720 _(千円)				(千円)
備考 (注 4)	122,360 千円					

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	病院内保育所施設整備費補助事業				【総事業費】 27,157,641 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	医療機関					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・病院内保育所施設整備・看護師勤務環境改善施設整備を補助 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の定着 					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的 看護職員をはじめとする医療従事者の働きやすい環境を整え、その定着に寄与する。</p> <p>○概要 病院内保育所施設整備費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員をはじめとする医療従事者の定着を図るため、医療従事者の乳幼児を預かる府内病院内保育所の新築、増改築または改修に要する費用の一部を補助する。 ・近隣の医療従事者の乳幼児を預かる体制を整えた場合に、基準面積の算定に、収容定員 31 人～60 人を追加。 ・公立病院についても、同様の要件を満たせば、収容定員 31 人～60 人部分のみ、基準面積に算入して交付。 <p>○執行方法 医療機関へ補助</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	27,157,641 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公 民	_(千円) 8,983 _(千円) うち受託事業等 (再掲) (注 3) _(千円)
		基金	国	8,983 _(千円)		
			都道府県	4,491 _(千円)		
		その他		27,144,167 _(千円)		
備考 (注 4)	13,474 千円					

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	病院内保育所運営費補助事業				【総事業費】 2,990,668 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	医療機関						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・病院内保育所設置者に対し、保育士等の人件費を補助 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就職の推進 						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的 看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就職を図る。</p> <p>○概要 看護職員をはじめとした医療従事者の定着を図るため、病院内保育所設置者に対し、保育士等の人件費を補助する。 24 時間保育等の加算額については、近隣の医療従事者の乳幼児を預かる体制を整備することを条件化して交付する。 公立・公的病院も同様の条件を満たせば、加算額部分のみ交付対象に追加。</p> <p>○執行方法 医療機関へ補助</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		2,990,668 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	12,255 _(千円)
		基金	国	265,675 _(千円)		民	253,420 _(千円) うち受託事業等 (再掲) (注3)
			都道府県	132,837 _(千円)			
		その他		2,592,156 _(千円)			(千円)
備考 (注4)	398,512 千円						

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	地域医療支援センター運営事業			【総事業費】 52,573 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（大阪府立病院機構に委託）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療支援センターの運営 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の診療科目・地域偏在を軽減 					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援しながらバランスのとれた医師確保を推進する。</p> <p>本事業の取り組みにより、救急医療・周産期医療をはじめとした各分野の医療提供体制の充実を図る。</p> <p>○概要</p> <p>府域全体で医療提供体制を支える医師を確保するため、地域医療支援センター運営事業を実施する。</p> <p>センターが個々の医師の意向も踏まえながら、適切な時期に適切な研修・指導を受け、効率的にキャリアアップが図れるように情報提供と調整を行う。</p> <p>こうした動きの中で地域におけるバランスのとれた医師配置を実現していく。</p> <p>〔対象〕 地域医療支援センター運営事業費</p> <p>〔人数〕 専任医師 2 人・専従職員 3 人</p> <p>○執行方法 大阪府立病院機構に委託</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	52,573 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公 民	35,049 _(千円) (千円) うち受託事業等 (再掲) (注 3) (千円)
		基金	国	35,049 _(千円)		
			都道府県	17,524 _(千円)		
		その他		(千円)		
備考 (注 4)	52,573 千円					

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	地域医療確保修学資金等貸与事業				【総事業費】 12,896 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	大阪府						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪で活躍する医師の輩出 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・医師の診療科目・地域偏在を軽減 						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>周産期や救急医療などに携わる医師の確保が非常に困難となっている現状に対応するため、これらの医療分野を志望する医学生に対し修学資金等を貸与し、将来的にこれらの分野で勤務する医師を確保する。</p> <p>○概要</p> <p>周産期や救急医療などに携わる医師を確保するため、医学生に対し修学資金等を貸与する。貸与終了後一定期間、周産期母子医療センターや救命センターなど、府内の拠点医療機関に勤務することで返還を免除する。</p> <p>〔対象〕府内大学の医学部生</p> <p>〔人数〕大阪市大 3 名、大阪医科大学 2 名、関西医科大学 5 名 計 10 名</p> <p>○執行方法 直執行</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		12,896 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	8,597 _(千円)
	基金	国		8,597 _(千円)		民	(千円) うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		都道府県		4,299 _(千円)			
	その他		(千円)	(千円)			
備考 (注 4)	12,896 千円						

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	産科小児科担当医等手当導入促進事業				【総事業費】 463,153 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	医療機関					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・産科医・助産師に分娩手当を支給する医療機関に対して補助 ・産科専攻医に研修医手当を支給する医療機関に対して補助 ・NICUに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して補助 <p>【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産科小児科担当医の確保 					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産科医分娩手当導入促進事業 産科医・助産師に分娩手当を支給する医療機関に対して補助を行う。 2 産科研修医手当導入促進事業 産科専攻医に研修医手当を支給する医療機関に対して補助を行う。 3 新生児医療担当医手当導入促進事業 NICUに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して補助を行う。 <p>○概要</p> <p>地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給するとともに、NICUにおいて新生児医療に従事する医師に対し新生児担当手当等を支給することなどにより、処遇改善を通じて周産期医療を実施する医療機関及び医師等の確保を図る。</p> <p>○執行方法 医療機関へ補助</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	463,153 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	29,946 (千円)
		基金	国	91,873 (千円)	民	61,927 (千円)
			都道府県	45,937 (千円)		うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他		325,343 (千円)		(千円)
備考 (注4)	137,810 千円					

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	精神科救急医育成事業				【総事業費】 2,700 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（大阪精神科病院協会に委託）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 精神科救急医の確保を図るため、精神科救急に携わる動機付けを高めることを目的に研修医等に対して実地研修も含む研修を実施し（平成 27 年度 2 クール）、精神科病院における精神科救急医の不足解消を図る。 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> 精神科救急医の確保 					
事業の期間	平成 27 年 9 月 17 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的 精神科救急における若い医師向けの精神科救急についての研修を行うことで、精神科救急医の育成を行う。</p> <p>○概要 精神科救急における若い医師向けの精神科救急についての研修を行うことで、精神科救急医の育成を行う。</p> <p>○執行方法 大阪精神科病院協会に委託</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	2,700 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
	基金	国	1,800 (千円)		民	1,800 (千円)
		都道府県	900 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
	その他	(千円)	1,800 (千円)			
備考 (注 4)	2,700 千円					

精神科救急医育成事業

背景と課題

- 精神科救急医療体制の根幹を支える、精神科救急に携わる医師のいわゆる「病院離れ」が進んでおり、診療所を開業する精神科医が多くなっている。
 - 精神科病院においては、**必要医師数が41.6名不足**しているとの調査結果。
 - その反面、救急医療については、入院件数が**1,346名 (H21)** ⇒ **1,515名 (H24)** と、年々増加傾向となっている。
 - ニーズに対して、そのニーズを充足すべき病院の医師が不足している現状があり、病院勤務への負担がますます増加することで、さらに「病院離れ」が加速する恐れもある。
 - また、若手Dr.の育成について言えば、臨床研修においても精神科全般については満足度が高いが、「精神科救急」については、経験できる割合が少ないことも報告されており、研修において、精神科救急への動機付けを行う機会が確保されにくい現状がうかがえる。
- ※国における「今後の精神保健医療福祉のあり方」検討会でも、「若手従事者の確保」「精神科救急・合併症等への医師の重点配置」等への施策的関与の必要性が指摘されている。

事業の計画

- 目的：若手医師が精神科救急に携わる動機付けを高めることで、精神科救急の根幹を支える精神科病院に従事する医師の確保を図る。
- 対象：研修医や研修後すぐの医師
※平成27年度以降は、各1クールずつ実施。
- 研修内容：若手のDr.が精神科救急に携わりたいと思えるような「精神科救急」中心の講義および、精神科救急拠点病院における実地研修

平成26年度

- 若手医師向け研修：160人程度（1クール）

平成27～29年度

- 若手医師向け研修：約210人程度（1クール）
※630人程度を対象

4年間で、約800人を対象に研修

約5%が精神科に進むと試算

充足されていない必要医師数の41.6名を、若手のDrが精神科病院へ勤務することを促進することで、H26～H29の4か年で解消する。

府としての役割等

- 本事業は、都道府県が整備すべき精神科救急体制の根幹である医師確保にかかるものであり、医療機関等の責務ではなく、府として事業を推進する必要がある。
- また、府の設定した目的に即した形での研修に参加してもらい動機付けを高めることを目的としており、Dr.のスキルアップが目的ではないため、参加者の負担は求めないもの。

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	女性医師等就労環境改善事業				【総事業費】 272,068 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	医療機関					
事業の目標	<p>・「就労環境改善」及び「復職支援研修」を実施する際に必要となる代替医師の人件費や研修経費等の一部を補助</p> <p>【事業効果】</p> <p>・女性医師の就労環境改善による人材確保・定着</p>					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>医療機関が実施する「医師の勤務環境の改善への取組」や「出産・育児・介護等により、休職・離職した女性医師等の復職支援への取組」を支援する。本事業の取り組みにより、医師の定着を図り、安定的な医師確保に資することを目的とする。</p> <p>○概要</p> <p>「就労環境改善」及び「復職支援研修」を実施する際に必要となる代替医師の人件費や研修経費等の一部を医療機関に対して補助。</p> <p>○執行方法 医療機関へ補助</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	272,068 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	9,481 _(千円)
		基金	国	73,079 _(千円)	民	63,598 _(千円)
			都道府県	36,540 _(千円)		うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		162,449 _(千円)		(千円)
備考(注4)	109,619 千円					

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	新人看護職員等研修事業	【総事業費】 1,598,818 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（大阪府看護協会に委託）、医療機関	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員等研修事業（新人看護職員研修、医療機関受入研修、多施設合同研修）、専任教員養成講習会、実習指導者講習会の実施 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員の看護の質の向上及び早期離職防止 ・看護職員の教育または実習施設での指導の任にあたるものに対して、必要な知識・技術を修得させ、看護教育の内容の充実等を図る 	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的 新人看護職員の看護の質の向上及び早期離職防止を図る。また、看護職員の養成に携わる者に対して必要な知識、技術を修得させ、看護教育の内容の充実、ならびに質の向上を図る。</p> <p>○概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新人看護職員研修、医療機関受入研修事業、多施設合同研修 <ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員の資質の向上及び離職防止を図るため、ガイドラインに沿った研修を実施する施設に対して補助。また、研修責任者フォローアップ研修に参加させた施設に対し、その受講料の 1/2 相当額を追加補助。 ・採用数が少ないなどの理由により、単独で研修を実施することができない病院等の新人看護職員を対象に、府内 8 か所で合同研修を実施。 （大阪府看護協会に委託、同協会が各地域の中小規模病院の研修責任者と協働し企画・実施） ・執行方法 新人看護職員研修、医療機関受入研修事業は医療機関へ補助 多施設合同研修は大阪府看護協会へ委託 2 専任教員養成講習会 <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の養成に携わるものに対して、必要な知識技術を習得させ、看護教育内容の充実、質の向上を図る。 ・執行方法 大阪府看護協会へ委託 3 実習指導者講習会 <ul style="list-style-type: none"> ・看護師等養成所の実習施設で指導者の任にある者に対し、実習の意義、指導者の役割を理解させ、効果的な指導ができるよう必要な知識、技術を習得させる。 ・病院以外の実習施設で次に掲げる分野について指導者の任にある者に、実習の意義、指導者の役割を理解させ、特定分野の実習における効果的な指導ができるよう必要な知識、技術を習得させる。 ・執行方法 大阪府看護協会へ委託 	

事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,598,818 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	22,474 _(千円)
		基金	国	92,429 _(千円)		民	69,955 _(千円) うち受託事業等 (再掲)(注3)
			都道府県	46,214 _(千円)			
		その他		1,460,175 _(千円)		69,955 _(千円)	
備考(注4)	138,643 千円						

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	看護師等養成所運営費補助事業				【総事業費】 8,386,802 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	看護師等養成所					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 保健師、助産師、看護師養成所における養成所運営費に係る経費の一部を補助 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> 看護サービスの向上と看護職員の定着 					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的 保健師、助産師、看護師養成所における養成諸運営費に係る経費の一部を補助することにより、看護師等養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策を推進する。</p> <p>○概要 医療機関等における看護職員の確保を図るため、保健師、助産師、看護師等養成所における運営費に係る経費の一部を補助する。 訪問看護ステーションへのインターンシップに取り組むことを要件として基準額どおりに交付、取組まない施設は基準額に 87% を乗じ、減額して交付。</p> <p>○執行方法 看護師等養成所へ補助</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	8,386,802 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	92,498 _(千円)
		基金			民	583,341 _(千円)
		国	675,839 _(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		都道府県	337,920 _(千円)			(千円)
	その他		7,373,043 _(千円)			
備考 (注 4)	1,013,759 千円					

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	ナースセンター事業・総合ICT化事業	【総事業費】 38,187 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府 ※ナースセンター事業については、大阪府看護協会に、 総合ICT化事業については、債権管理回収業者に委託	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ナースセンター事業の運営支援 ・看護師等修学資金貸付金の債権管理業務委託を開始 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・潜在看護職員の就業促進 ・看護師等修学資金貸付金のICT化推進による省力化・効率化による貸付金維持とこれによる看護職員の人材確保・定着 	
事業の期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースセンターにおいて、看護師確保対策に即効性のある潜在看護職員の就業を推進する。 ・再就業に不安を持つ看護職員を対象に再就業支援のための各種講習会を開催する。 ・看護職員の人材確保・定着に向け、省力化・効率化を図るための総合的なICT化を推進する。 <p>○概要</p> <p>1 ナースセンター事業</p> <p>潜在看護職員復帰支援事業を円滑・効果的に実施するため、ナースセンターを運営。</p> <p>(1) ナースバンクの実施</p> <p>資格を持ちながら家庭等に潜在している未就業の看護職員の再就業を促進するため、無料職業紹介（ナースバンク）を実施。</p> <p>(2) 就業協力員の配置</p> <p>ナースセンター事業の効果的な運営を図るため、『就業協力員』を配置し、事業のPRを行うとともに、府内医療機関やハローワーク等関係機関との連絡調整等に努めており、その機能強化を図るため、就業協力員及び相談員の増員等を行う。</p> <p>(3) 再就業支援講習会の開催</p> <p>退職後のブランクなどにより、再就業に不安を持つ看護職員の方を対象として、現場の実務に即した内容の講習会を開催し、現場復帰を支援。</p> <p>(4) リフレッシュ研修会の実施</p> <p>新卒就業後3年程度の看護職員に対し、同年代の仲間との交流を通して心身をリフレッシュさせ、自己啓発の意欲をもたせることにより、</p>	

	<p>離職防止を図る。</p> <p>2 総合ICT化事業 看護師等修学資金貸付金債権管理委託業務 債権管理システムの構築・貸付金情報のデータ化及び債権管理経過の整理・債権管理（書類のチェック、データ入力等）業務の委託 債権回収（督促、交渉、収納、法的整理）業務の委託</p> <p>○執行方法 ナースセンター事業…大阪府看護協会へ委託 総合ICT化事業…債権管理、回収、収納専門会社等へ委託</p>							
事業に要する費用の額	金額	総事業費		38,187	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注2）	公 民	(千円)	
		基金	国	25,191			25,191	(千円) うち受託事業等 （再掲）（注3）
			都道府県	12,596				
		その他		400			25,191	(千円)
備考（注4）	37,787 千円							

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	小児救急電話相談事業				【総事業費】 44,320 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（株式会社エヌ・ティ・ティデータ関西に委託）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 電話相談を実施 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> 二次救急病院等への患者集中を緩和することによる救急病院に従事する医師の負担軽減 					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>看護師が相談者からの電話相談に対応し、小児科医の対応が必要な場合は、協力病院の当直医等に相談のうえ、相談者に返答する。</p> <p>保護者等の安心確保を図るとともに、適切な受診行動を促すことで夜間の二次救急病院等への患者集中を緩和し、救急病院に従事する医師の負担軽減を図る。</p> <p>○概要</p> <p>子どもをもつ保護者等への相談対応 相談員に対する研修 運営協議会の開催 相談実績の分析、分析結果を踏まえた情報発信 #8000のPR、小児初期救急医療に関する啓発 等</p> <p>○執行方法 大阪府（株式会社エヌ・ティ・ティデータ関西に委託）</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	44,320 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
	基金	国	29,547 _(千円)		民	29,547 _(千円)
		都道府県	14,773 _(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
	その他	(千円)			29,547 _(千円)	
備考 (注4)	44,320 千円					

小児救急電話相談事業

【目的】

夜間の子どもの急病時、保護者等からの「受診の目安」や「家庭での対処法」などの相談に、小児科医の支援体制のもと、看護師が対応する。

- 保護者等の不安を緩和し、適切な受診行動を促進
- 夜間の小児科二次救急病院への患者集中を緩和
- 救急病院に従事する医師の負担を軽減

【事業内容】

- 子どもをもつ保護者等への相談対応
- 相談員に対する研修
- 運営協議会の開催
- 相談実績の分析、分析結果を踏まえた情報発信
- 小児初期救急医療に関する啓発、#8000のPR等

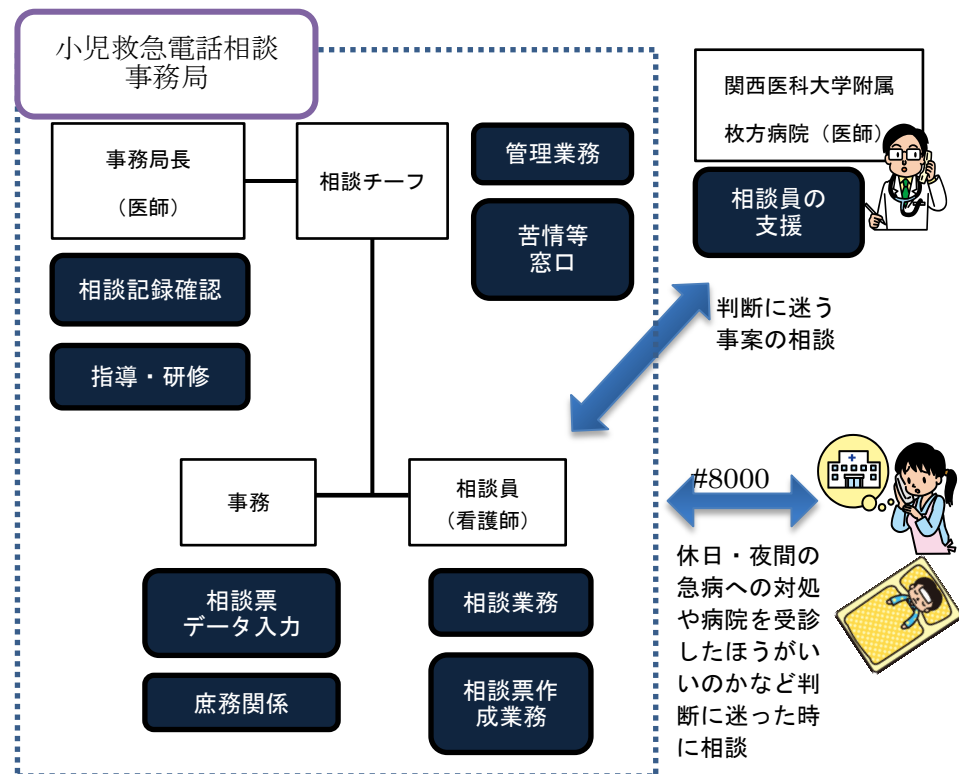
【相談体制】

- 相談時間** 20時～翌朝8時（365日）
- 電話番号** #8000（06-6765-3650）
- 相談体制** 20時～23時 3名（平成25年9月より体制を強化）
23時～翌朝8時 2名（繁忙期：3名）

【相談件数】

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26 年度
34,894	37,630	42,430	40,875	40,363	37,680	40,160	45,167 件

【概要図】



事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	小児救急医療支援事業				【総事業費】 1,188,979 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	府内市町村（二次医療圏単位の幹事市）						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ブロック（11 ブロック）単位での輪番制等により休日・夜間に小児救急患者を受け入れる医療機関を支援 <p>【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児救急患者を受け入れる医療機関を確保 ・小児救急医療機関を支援することによる小児救急従事者の確保 						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>休日・夜間において入院治療が必要な小児救急患者の受入体制を確保することにより、子どもの病気、けが等の急変時に迅速かつ適切な医療を提供する。</p> <p>○概要</p> <p>市町村において、地域ブロック単位での輪番制等により休日・夜間に小児救急患者を受け入れる医療機関を確保する事業を実施し、府は事業実施にかかる費用を補助する。</p> <p>（市町村より小児救急医療を担う医療機関に対し体制確保にかかる費用を補助）</p> <p>○執行方法 二次医療圏単位で幹事市へ補助</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,188,979 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	98,947 _(千円)
		基金	国	98,947 _(千円)		民	(千円) うち受託事業等 (再掲)(注3)
			都道府県	49,473 _(千円)			
		その他	1,040,559 _(千円)	(千円)			
備考 (注4)	148,420 千円						

小児救急医療支援事業

【目的】

休日・夜間において入院治療が必要な小児救急患者の受入体制を輪番等により確保し、子どもの病気、けが等の急変時に迅速かつ適切な医療を提供する。

【事業の概要】

各医療圏幹事市：休日・夜間において入院治療が必要な小児救急患者を受け入れる医療機関を輪番等により確保し、体制確保にかかる人件費等の経費を補助

(病院群輪番制病院に対する運営費補助事業)

大阪府：上記事業の運営にかかる経費を補助

【補助基準額】

	夜間 (18時～翌8時)	休日 (8時～18時)
補助基本単価	@41,148円	@41,148円
夜間加算	@19,782円	
合計(1日あたり)	@60,930円	@41,148円

※医療提供体制推進事業費補助金交付要綱(②小児救急医療支援事業)に基づく単価に準拠

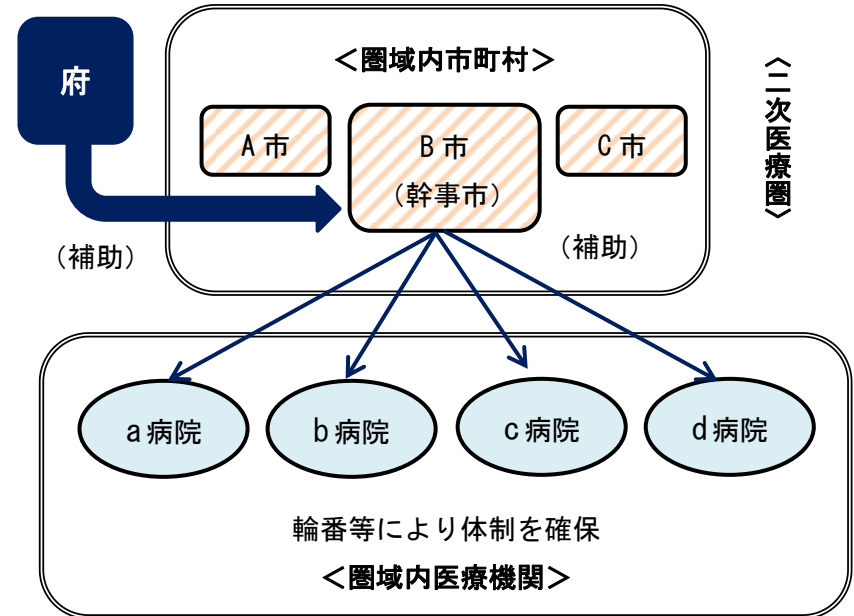
【補助対象】 二次医療圏幹事市(6医療圏+大阪市4基本医療圏)

【補助率】 大阪府(基金) 2/3 市町村 1/3

【対象経費】 給与費(常勤・非常勤職員給与費、法定福利費等)

および報償費(医師雇上謝金)等

【概要図】



事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	救急搬送患者受入促進事業 救急搬送・受入体制強化事業				【総事業費】 8,461,736 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	医療機関					
事業の目標	<p>・救急搬送が困難となっている患者の受入体制の強化および「大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準」の分析・検証等</p> <p>【事業効果】</p> <p>・救急車が病院に到着するまでの時間短縮、救急医療体制の充実</p>					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的 救急隊員の病院選びが困難となっている患者を受入れる病院への支援や救急隊の活動・病院の受入れ状況を分析・検証することで必要な人が速やかに救急医療を受けられる体制の構築を図る。</p> <p>○概要 救急搬送された患者の病院後情報収集や、救急搬送が困難となっている患者の受入れに協力する医療機関に対し、経費の一部を補助する。 〔搬送困難症例〕</p> <p>①介護状態の高齢者（65 歳以上） ②精神疾患患者における 119 番の要請原因が身体症状による事案 ③整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者（15 歳未満） ④ももってNET事案（※） ※5 件以上の病院照会又は 30 分以上の現場滞在で搬送先が決まらない場合にシステムを活用し、複数の病院に一斉に受入れ要請を行う。</p> <p>○執行方法 医療機関へ補助 患者を搬送する救急隊の活動状況や受入れた病院での診断・処置などの情報を収集し、病院到着前と到着後の情報をマッチングさせた上で、課題を抽出し、救急搬送や受入れのルールの改善を行う。</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	8,461,736 _(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	36,284 _(千円)
		基金	国	386,000 _(千円)	民	349,716 _(千円)
			都道府県	193,000 _(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他	7,882,736 _(千円)			(千円)
備考 (注4)	579,000 千円					

救急搬送・受入体制整備事業

～搬送先がなかなか決まらない救急を減らすために～

【地域医療介護総合確保基金事業】

平成 28 年度当初予算額 : 648,440 千円

目的
■搬送先が決まらない救急患者を減らす

内容

○救急搬送が困難な省令を受入れる救急病院を支援

救急隊が搬送先の決定に苦勞するような患者を受入れた救急病院に対し、受入件数に応じて補助。【予算額 : 440,000 千円】

The diagram illustrates the process of emergency transport and reception. On the left, a yellow circle labeled '府民' (Residents) contains icons of people, including a person with a first aid kit and a person with a cast. A white ambulance with a red cross is shown moving from the residents towards a group of five hospital buildings. A dashed line connects the ambulance to the hospitals, with the text '円滑な搬送・受入れ' (Smooth transport and reception) above it. Below the ambulance, the text '二次救急告示医療機関' (Secondary emergency designated medical institutions) is written in a box. To the right of the ambulance, the text '受入体制確保' (Ensuring reception system) is written. The entire process is enclosed in a blue oval.

対象となる症例	補助単価	補助率
<ul style="list-style-type: none">・要介護状態の高齢者（65 歳以上）【要介護 2 以上】・小児傷病者（15 歳未満）で整形外科、脳神経外科の協力が必要・精神疾患患者における 119 番の要請原因が身体症状による事案・まもって NET（※）事案	30,000 円 (1 件につき)	1/3

※救急隊が 5 件以上の病院照会又は 30 分以上の現場滞在で搬送先が決まらない場合にシステムを活用し、複数の病院に一斉に受け入れ要請を行う。

○救急搬送・受入れの状況やルールの検証・分析

救急搬送や受入れのルール（大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準）の改善や、大阪府救急・災害医療システムのグレードアップに繋げるため、救急隊や病院から情報を収集し、分析等を行う。

【予算額 : 205,440 千円】

- ・救急病院に対する情報入力委託料 162,000 千円
- ・データ分析及びシステム改修委託料 46,440 千円

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	災害医療体制確保充実事業				【総事業費】 5,400 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（医療機関等に委託）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の医療体制の確保に向け、災害医療協力病院の医療従事者に対し、初期治療やトリアージ等の基礎研修を実施 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における初期治療やトリアージを行える医療従事者の確保 					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的 災害時に備え、救急部門の医療従事者のみならず多くの医師等が災害医療に関する知識を習得するための研修を実施する。</p> <p>○概要 災害医療基礎研修 救急・災害医療に不慣れな医療スタッフが最低限の災害に対する知識とトリアージの手法を取得することで、災害時に入院治療を要さない被災患者が災害医療機関になだれ込むのを防ぎ、必要な患者を必要な医療機関で診療できる体制を確保できるよう研修を実施する。</p> <p>○執行方法 医療機関等に委託</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	5,400 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	3,600 (千円)	民	3,600 (千円)
			都道府県	1,800 (千円)		うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他	(千円)			3,600 (千円)
備考 (注4)	5,400 千円					

平成 27 年度 事業概要

事業名	(10) 災害医療体制確保充実事業	関係部課名	医療対策課
目的	多数傷病者が発生する南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に備え、救急部門の医療従事者のみならず多くの医師等医療従事者が災害医療に関する知識を習得するための研修を実施する		
概要	<p>平成 26 年度当初 0 千円 平成 27 年度当初 5,400 千円 (0 千円) * 地域医療介護総合確保基金</p> <p>・災害医療基礎研修</p> <p><目的・背景></p> <p>○これまで、国や都道府県において災害医療に関する研修を行ってきたことで、普段から救急医療・災害医療に携わる医療スタッフの災害に対する知識や技術は一定向上したものの、普段、救急医療等に携わらない医療スタッフの「災害に対する、最低限の知識や技術」を培ってきたとは言い難く、今後は、そのようなボトムアップを目的とした研修を充実させていくことが必須である。</p> <p>○南海トラフ巨大地震の被害想定(大阪府)では、約 8 万~9 万人もの負傷者が見込まれているが、DMAT をはじめとする災害時の医療資源(マンパワー)は 1,000 人程度(スペシャリストは 500 人にも満たない)であり、圧倒的に不足している。</p> <p><実施内容・年次計画></p> <p>○救急・災害医療に不慣れな医療スタッフが最低限の災害に対する知識とトリアージの手法を習得することで、災害時に入院治療を要さない被災患者が災害医療機関になだれ込むのを防ぎ、必要な患者を必要な医療機関で診療できる体制を確保できるよう研修【初級コース】を実施する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・対 象: 府内医療機関に従事する医師、看護師等(救急に従事する者を除く) * 1 組あたり医師 1 名、看護師 2 名を原則とし、1 回当たり 30 組 × 年 1 回実施 = 90 名</p> <p>・内 容: 座学「外傷初期診療ガイドラインについて」、「DMAT の紹介とトリアージ」 実技「トリアージのシミュレーション」「自施設に相応しい病院マニュアル(机上演習)」等</p> </div>		

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	特定科目休日夜間二次救急医療体制運営事業				【総事業費】 70,484 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（大阪府医師会に委託）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間、休日における眼科、耳鼻咽喉科の二次救急医療体制として、大阪市中心急病診療所からの後送受入病院を輪番で確保 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間、休日における眼科、耳鼻咽喉科の二次救急医療体制を確保 					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>夜間、休日における眼科、耳鼻咽喉科の二次救急医療体制として、大阪市中心急病診療所対応が困難な、より緊急度、重症度の高い患者を受け入れる後送病院を府全域で輪番制により確保することで、眼科、耳鼻咽喉科において必要な人が速やかに適切な救急医療を受けられる体制を整備する。</p> <p>○概要</p> <p>協力病院の役割</p> <p>眼科、耳鼻咽喉科に係る二次救急患者を輪番で受け入れる体制を確保する。</p> <p>当番日は大阪市中心急病診療所からの受入要請は必ず受け入れる。</p> <p>※体制確保にかかる医師の人件費等の費用を体制確保謝金として支給</p> <p>委託先：大阪府医師会の役割</p> <p>協力病院のローテーション組みを含む、後送病院の確保に係る調整</p> <p>後送病院ローテーション会議の開催</p> <p>○執行方法 大阪府医師会に委託</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	70,484 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金			民	
		国	46,989 (千円)			46,989 (千円)
		都道府県	23,495 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		その他	(千円)			46,989 (千円)
備考 (注 4)	70,484 千円					

特定科目休日夜間二次救急医療体制運営事業

【事業目的】

休日、夜間における特定科目(眼科・耳鼻咽喉科)について、大阪市中央急病診療所(初期)で対応が困難な二次救急患者を受け入れる病院を輪番で確保する。

⇒休日夜間における特定科目の二次救急医療体制を確保

【事業内容】

[協力病院の役割]

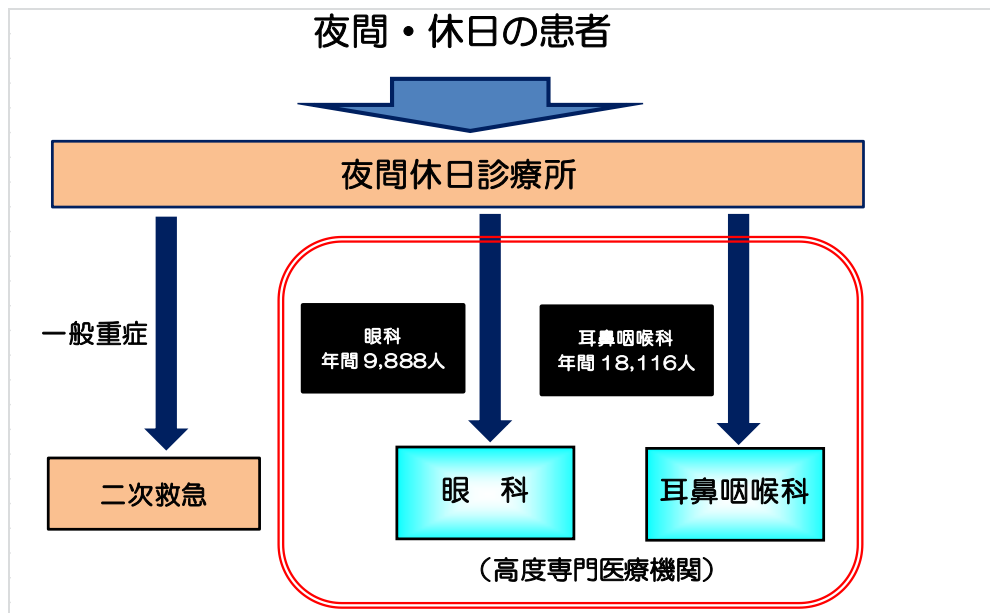
- ・眼科、耳鼻咽喉科に係る二次救急患者を輪番で受け入れる。
(1回に1病院で1床を確保)
- ・当番日は大阪市中央急病診療所からの受入要請は必ず受け入れる。

[委託先：大阪府医師会の役割]

- ・当番病院のローテーションに係る調整を実施。
- ・後送病院ローテーション会議を開催し、病院間の調整を図る。

【体制概要】

大阪市中央急病診療所と後送病院とで、眼科・耳鼻咽喉科の土日夜間の救急医療全体を支える。



事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	医療対策協議会運営事業				【総事業費】 607 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	大阪府						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療対策協議会の設置・運営 【事業効果】 ・ 医療従事者の確保 						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的 大阪府の実情に適した効果的な医師確保策を検討する。</p> <p>○概要 救急医療、災害医療、周産期医療及び小児救急を含む小児医療等の医療従事者の確保及びその他大阪府において必要な医療の確保に関する施策について調査審議するため医療対策協議会を設置する。</p> <p>○執行方法 直執行</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		607 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	405 (千円)
		基金	国	405 (千円)		民	(千円) うち受託事業等 (再掲) (注3)
			都道府県	202 (千円)			
		その他	(千円)	(千円)			
備考 (注4)	607 千円						

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	治験ネットワーク機能構築事業				【総事業費】 15,074 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉北圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府（NPO法人に委託）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治験ネットワーク機能を構築 ・ 潜在看護師等を治験・臨床研究支援業務の中核を担うCRCとして養成 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 治験業務従事者の負担軽減 ・ 潜在看護師等の復職支援 					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>府内の基幹的な医療機関による治験ネットワーク機能を構築することで、治験業務の効率化・迅速化を進め、医療機関（治験業務従事者）の負担を軽減する。</p> <p>また、潜在看護師等をCRCとして養成し「治験業務従事者の負担軽減」を図るとともに、「潜在看護師等の社会復帰」を促進する。</p> <p>○概要</p> <p>①治験ネットワークの窓口機能（治験ネットワーク内及び治験依頼者との調整、共同IRBの運営効率化のための諸整備等）を整備する。</p> <p>②潜在看護師等を対象にCRC養成研修（講義＋実務研修）を実施する。</p> <p>○執行方法 NPO法人に委託</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		15,074 _(千円)	基金充当額（国費）における公民の別	公 民
		基金	国	10,049 _(千円)	（注2）	10,049 _(千円) うち受託事業等（再掲）（注3） 10,049_(千円)
			都道府県	5,025 _(千円)		
		その他		_(千円)		
備考（注4）	15,074 千円					

（注2）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注3）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注4）備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	がん医療提供体制等充実強化事業	【総事業費】 972,000 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	がん診療拠点病院	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> がん診療拠点病院（国・府指定）が行うがんの医療機器（放射線治療機器等）及び臨床検査機器等の整備や外来化学療法室等の整備に伴う施設設備整備を 15 カ所実施 <p>【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> がん医療体制の充実強化 専門病院と一般病院との分化を進め在宅医療、病診連携を促進 	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>高齢化に伴うがん患者数が増加する中で、多様な患者のニーズや症状に応じ、入院・外来・在宅において切れ目のないがん医療が身近な地域において提供されるためには、手術療法や放射線療法、化学療法等のがん医療提供体制を充実するとともに、がん診療拠点病院とかかりつけ医や訪問看護ステーション等在宅医療を支える関係機関との地域医療連携体制の強化が必要である。このようなことから、がん診療拠点病院の機能を充実するための医療機器等の整備を支援する。また、地域医療連携体制の強化を図るため、かかりつけ医や訪問看護ステーション等在宅医療を支える関係機関との連携強化や退院支援等にかかる共同カンファレンス等の実施等を支援するとともに、各圏域内における地域連携クリティカルパス運用や在宅を含む緩和医療体制等連携体制の強化を図るための取組みを支援する。</p> <p>○概要</p>	

	<p>①がん医療提供体制充実強化事業 がん診療拠点病院（国・府指定）が行うがんの医療機器（放射線治療機器等）及び臨床検査機器等の整備や外来化学療法室等の整備に伴う施設設備整備費に対し支援する。</p> <p>②地域医療連携強化事業 地域における関係機関間の連携体制強化のため、会議や検討会等を開催するがん診療拠点病院に対し支援する。また、圏域内での地域連携クリティカルパス運用や在宅緩和医療を含む緩和医療提供体制等を構築するために各圏域に設置している「がん診療ネットワーク協議会」の運営や活動に必要な経費を支援する。</p> <p>○H26年度 486,000千円</p> <p>○執行方法 がん診療拠点病院へ補助</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		972,000(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	136,080(千円)
		基金	国	324,000(千円)		民	187,920(千円)
			都道府県	162,000(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 0(千円)
		その他		486,000(千円)			
備考(注4)	486,000千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	在宅医療介護 I C T 連携事業	【総事業費】 93,834 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	市町村、地区医師会	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府下 57 か所で医療介護 I C T 連携のシステム導入を支援。 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における医療と介護の多職種の情報共有による効率化 ・ 患者満足度の向上 	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的 地域に必要な多職種間の情報共有の効率化を図るため、地域一体となって関係者間で医療・介護情報を入力・参照できる医療介護 I C T 連携のシステム導入を支援する。</p> <p>○概要 在宅医療・介護従事者が入力した情報を共有するシステムの経費を支援。</p> <p>○内容 〔対象〕市町村または地区医師会 〔経費〕システム導入費（初期登録、工事費等）、維持・管理費（システム利用料等）、端末代</p> <p>○執行方法 市町村または地区医師会へ補助</p>	

事業に要する費用の額	金額	総事業費		93,834(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	48,010(千円)		民	48,010(千円)
			都道府県	24,005(千円)			
		その他		21,819(千円)		うち受託事業等 (再掲)(注3)	0(千円)
備考(注4)	H26: 3,996 千円 H27: 18,684 千円 H28: 25,300 千円 H29: 24,035 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

在宅医療介護 ICT連携事業

現状

○診療所や訪看STの課題

- ・病状悪化時や緊急対応が必要な場合など、多職種に適切な情報を一斉に伝達できない
- ・多職種が関わったサービス情報を随時把握することができない

○多職種の課題

- ・介護サービス等を提供する患者について、最低限の医療情報も得ることができない

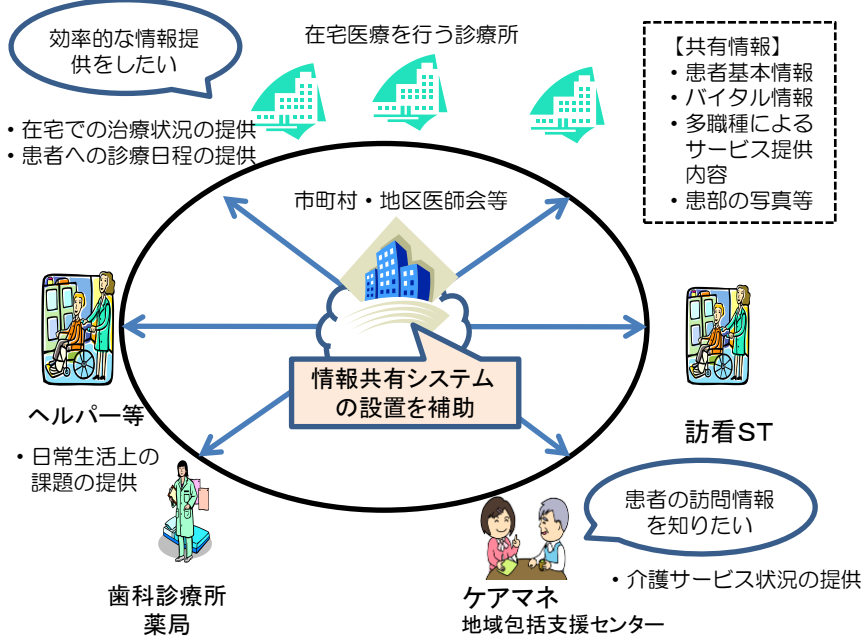
課題

- 今後急増する高齢者の需要に対応するため、ICTの活用による医療・介護サービスの効率化が必須
- これまで府内でも個々の診療所等がICTシステムを導入している事例もあるが、市町村や地区医師会との連携が図れておらず、地域に拡がりが見られない
- 市町村の在宅医療・介護連携事業の実施状況を見据えながら、府として市町村や地区医師会等が中心となった多職種ICTシステムの導入が必要

※医療介護総合確保方針抜粋(基金を充てて実施する事業の範囲)

地域における介護との連携を含む医療連携体制の構築、そのための情報基盤の整備等を実施する事業に基金を活用していく必要がある

事業概要



○在宅医療を行う多職種が情報共有を図るためのシステムを導入するための経費の一部を補助する

事業概要	地域に必要な多職種間での情報共有を図るため、関係者間で医療・介護情報を入力・参照できる在宅医療・介護の情報システムの導入または拡充を進める。
事業主体	市町村・地区医師会等
補助上限	新規: 1,242千円/個所 × 10か所
補助対象事業	①情報共有に必要で、利用計画に基づいた適正規模の連携システムを導入するために必要な経費 (医療介護情報システムやデータ中継用システム等サービス導入費、ネットワーク構築費、初期設置・工事費を含む) ②①の連携システムの維持・管理費(サービス利用料等) ③①の連携システムのデータ入力利用端末の購入・更新費(モバイル端末を含む)
補助率	補助率10/10 (ただし上記③については、補助率1/2)

(見込まれる事業成果)

- 多職種の情報共有による効率化
- 患者満足度の向上

○平成28年度は10か所にて実施し、平成29年度まで順次、事業実施個所を拡大

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	看護師等養成所施設整備事業	【総事業費】 1,914,664 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	看護師等養成所	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師等学校養成所における新築、増築、改築などの施設整備に係る経費の一部を補助 ・妊娠・出産・育児に関する多様な支援活動及び助産師養成のための研修を行う拠点となる施設の改修等施設整備に係る経費の一部を補助 ・高齢化社会に対応できる質の高い看護職員を養成するため、「在宅看護実習室」を整備する看護師等学校養成所に対して設備整備（備品）費の一部を補助 <p>【事業効果】 看護サービスの向上と看護職員の定着</p>	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的 看護師等学校養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策を推進する。</p> <p>○概要</p> <p>1 看護師等養成所施設整備費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等における看護職員の確保を図るため、保健師、助産師、看護師等養成所における新築、増築、改築などの施設整備に係る経費の一部を補助する。 ・妊娠・出産・育児に関する多様な支援活動及び助産師養成のための研修を行う拠点となる施設の改修等施設整備に係る経費の一部を補助する。 	

	<p>2 看護師等養成所教育環境改善設備整備費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化社会に対応できる質の高い看護職員を養成するため、「在宅看護実習室」を整備する看護師等学校養成所に対して設備整備（備品）費の一部を補助する。 <p>総事業費 1,914,664 千円, 補助額 957,332 千円</p> <p>執行方法 看護師等養成所へ補助</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,914,664 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	638,221(千円)		民	638,221 (千円)
			都道府県	319,111(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他		957,332(千円)		0(千円)	
備考 (注4)	<p>H26 : 376,818 千円</p> <p>H27 : 347,234 千円</p> <p>H28 : 233,280 千円</p>						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	ナースセンター事業・総合 I C T 化事業	【総事業費】 67,146 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	ナースセンター事業・・・大阪府看護協会 総合 I C T 化事業・・・債権管理、回収、収納専門会社等	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ナースセンター事業の運営支援 ・看護師等修学資金貸付金の債権管理業務委託を開始 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・潜在看護職員の就業促進 ・看護師等修学資金貸付金の I C T 化推進による省力化・効率化による貸付金維持とこれによる看護職員の人材確保・定着 	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースセンターにおいて、看護師確保対策に即効性のある潜在看護職員の就業を推進する。 ・再就業に不安を持つ看護職員を対象に再就業支援のための各種講習会を開催する。 ・看護職員の人材確保・定着に向け、省力化・効率化を図るための総合的な I C T 化を推進する。 <p>○概要</p> <p>1 ナースセンター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜在看護職員復帰支援事業を円滑・効果的に実施するため、ナースセンターを運営。 <p>(1) ナースバンクの実施・・・資格を持ちながら家庭等に潜在している未就業の看護職員の再就業を促進するため、無料職業紹介（ナースバンク）を実施。</p> <p>(2) 就業協力員の配置・・・ナースセンター事業の効果的な運営を図るた</p>	

<p>め、『就業協力員』を配置し、事業のPRを行うとともに、府内医療機関やハローワーク等関係機関との連絡調整等に努めており、その機能強化を図るため、就業協力員及び相談員の増員等を行う。</p> <p>(3) 再就業支援講習会の開催…退職後のブランクなどにより、再就業に不安を持つ看護職員の方を対象として、現場の実務に即した内容の講習会を開催し、現場復帰を支援。</p> <p>(4) リフレッシュ研修会の実施…新卒就業後3年程度の看護職員に対し、同年代の仲間との交流を通して心身をリフレッシュさせ、自己啓発の意欲をもたせることにより、離職防止を図る。</p> <p>2 総合ICT化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師等修学資金貸付金債権管理委託業務 債権管理システムの構築・貸付金情報のデータ化及び債権管理経過の整理・債権管理（書類のチェック、データ入力等）業務の委託 ・債権回収（督促、交渉、収納、法的整理）業務の委託 <p>H26年度 33,407千円</p> <p>執行方法 ナースセンター事業…大阪府看護協会へ委託 総合ICT化事業…債権管理、回収、収納専門会社等へ委託</p>							
事業に要する費用の額	金額	総事業費		67,146 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	44,764 (千円)		民	44,764 (千円)
			都道府県	22,382 (千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 44,764 (千円)
		その他		0 (千円)			
備考(注4)	H26年度 33,407千円 H27年度 12,053千円 H28年度 10,843千円 H29年度 10,843千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	在宅歯科診療のための歯科衛生士養成支援事業 (歯科衛生士養成所への施設・設備整備事業)	【総事業費】 18,234 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府内の歯科衛生士養成所学校	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科衛生士養成所 4 校への施設・設備整備 【事業効果】 歯科衛生士の人材育成・確保	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>歯科衛生士の教育内容の充実に必要な施設・設備の整備に係る経費の一部を補助することにより、質の高い在宅歯科医療を提供できる人材の育成を図る。</p> <p>○概要</p> <p>歯科衛生士の教育内容の充実、質の高い在宅歯科医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。主として、在宅歯科医療に特化した機器の購入を補助する。機器を整備することによって、より良い実習効果および現場へのスムーズな移行が期待出来、在宅歯科医療の現場で活躍できる歯科衛生士の就業の促進につなげる。</p> <p>H26 年度 2,442 千円 H27 年度 6,675 千円</p> <p>補助対象経費：在宅歯科医療に特化した最新機器の購入 (口腔ケアモデル、ポータブル吸引器、聴診器、パルスオキシメーター)</p> <p>補助率：1 / 2</p>	

	○執行方法 大阪府内の歯科衛生士養成所学校へ補助						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		18,234(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	6,078(千円)		民	6,078(千円)
			都道府県	3,039(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		9,117(千円)		0(千円)	
備考(注4)	H26 : 2,442 千円 H27 : 6,675 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。